

茅ヶ崎市自治基本条例  
推進方針

令和3年3月



## 目 次

第1章 茅ヶ崎市自治基本条例の検証..... 1	第21条 行政手続..... 43
第2章 令和2年度に実施した検証の結果... 5	第22条 苦情等への対応..... 44
第3章 市民意識等の状況..... 9	第23条 監査..... 45
第4章 次期講ずる措置..... 13	第24条 職員通報..... 46
第5章 条文ごとの取組シート..... 17	第25条 コミュニティ..... 47
前文..... 20	第26条 協働..... 48
総則第1条～第4条..... 20	第27条 市民活動の推進..... 49
第5条 市民の権利..... 21	第28条 住民投票..... 50
第6条 市民の責務..... 21	第29条 国等との連携協力..... 51
第7条 事業者の責務..... 22	第30条 条例の検証等..... 53
第8条 議会の責務..... 23	第6章 次回の検証..... 55
第9条 議員の責務..... 23	<資料編>
第10条 市長の責務..... 25	アクション・プラン一覧※スケジュールを明らかにした取組..... 58
第11条 職員の責務..... 27	アクション・プラン（平成22年度から24年度まで）※スケジュールを明らかにした取組.. 60
第12条 市政運営の基本原則..... 29	アクション・プラン（平成25年度から28年度まで）※スケジュールを明らかにした取組.. 61
第13条 説明責任..... 31	アクション・プラン（平成29年度から令和2年度まで）※スケジュールを明らかにした取組.. 62
第14条 情報共有..... 33	アクション・プラン（平成29年度から令和2年度まで）→「茅ヶ崎市自治基本条例推進方針」に掲げる取組..... 63
第15条 情報の管理等..... 35	
第16条 市民参加..... 37	
第17条 政策法務..... 39	
第18条 総合計画等..... 40	
第19条 財政運営等..... 41	
第20条 行政評価..... 42	

# 第1章 茅ヶ崎市自治基本条例の検証

## 1 検証の目的

茅ヶ崎市自治基本条例（以下「条例」という。）の検証の目的は、条例が形骸化しないよう社会情勢や市政運営、市民意識に対応し、PDCAサイクルに従って検証を実施することで、地方自治の本旨にのっとった茅ヶ崎市における自治を推進させていくことです。

条例第30条では、市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他必要な措置を講ずることを規定しています。

### 【条例第30条】

#### 第9章 条例の検証等

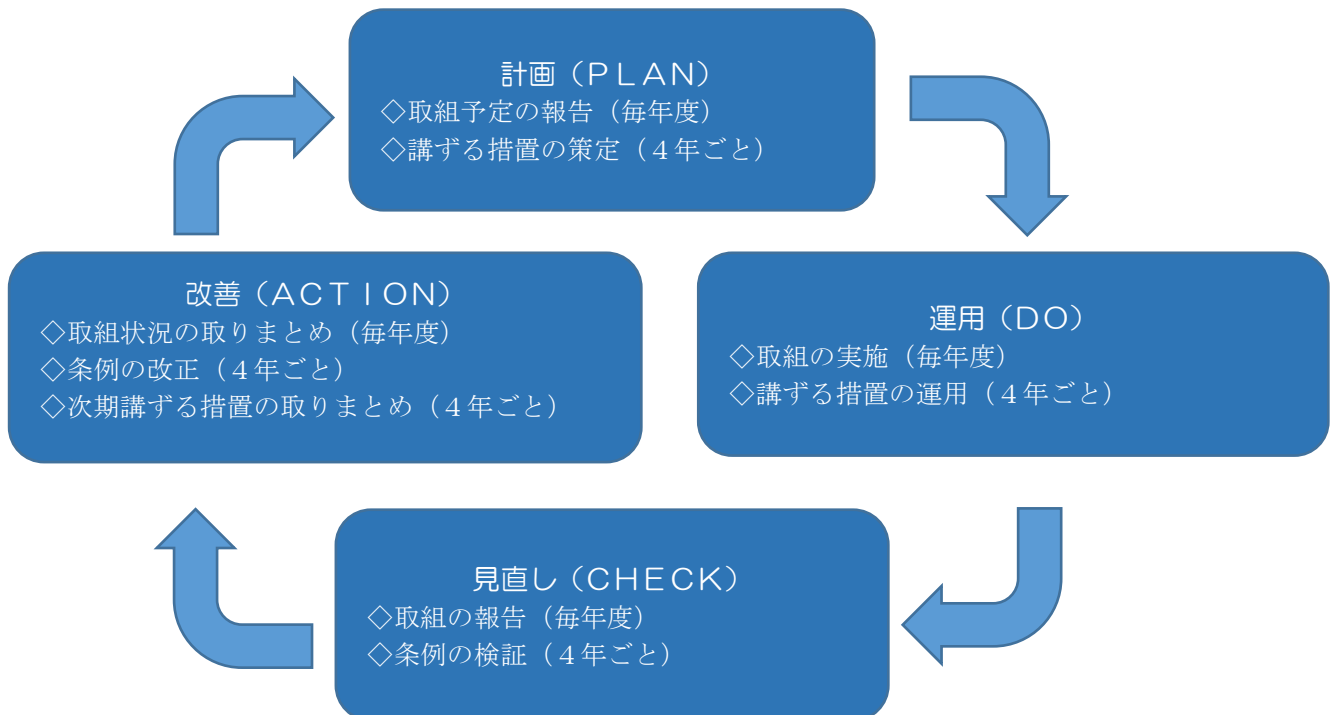
第30条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の規定による検証をするときは、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

3 市は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容及び講じようとする措置（措置を講じようとしなときは、その旨。以下同じ。）を公表し、市民の意見を聴かななければならない。

4 市長は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容及び講じようとする措置（前項の規定により聴いた意見により講じようとする措置を修正したときは、当該修正した措置）及び前項の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならない。

5 市は、第1項の規定による検証の内容及び講じようとする措置（措置を講じないときは、その旨）及び第3項の規定により聴いた意見を公表しなければならない。



## 2 条例制定からの経過

### (1) アクション・プランの策定

平成22年4月1日に施行された条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めたものであり、自治を推進するために必要な仕組みなどを定めています。

アクション・プランは、条例に規定された事項を推進するため、次の条例検証までに取り組む事項やそのスケジュール等を明らかにした計画です。

アクション・プランに掲げた事項に積極的に取り組み、その取組状況を毎年度公表しています。

### (2) 条例とアクション・プランの検証経緯

第30条に規定される条例の検証は、アクション・プランの取組結果を踏まえ、条例の施行状況や条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証しています。

検証実施年度	アクション・プラン	検証内容	条例の改正
平成24年度	茅ヶ崎市自治基本条例施行に伴うアクション・プラン（平成22～24年度）	施行して間もない中、運用と条文の不具合がないか等、「 <u>短期的な運用</u> 」を背景とした検証。	・市が負う義務や責任に関する規定の改正 ・第3条（定義）第1号エの規定の改正 ・第18条（総合計画等）の規定の改正
平成28年度	茅ヶ崎市自治基本条例推進のためのアクション・プラン（平成25～28年度）	条例が制定され7年が経過し、条例の理念に基づく諸制度が順次整備されつつある時期であり、取り組むべき追加事項や既存の取組の変更の検討等、「 <u>中期的な運用</u> 」を背景とした検証。	・改正なし
令和2年度	茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29～令和2年度）	諸制度の整備や改善に一定の目途がたち、条例の定着と推進のための課題の抽出など「 <u>長期的な運用</u> 」を背景とした検証。	・改正なし

※ 「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～平成32年度）」で平成31年度と表記していた部分は令和元年度と、平成32年度と表記していた部分は令和2年度と置き換えています。

### 3 アクション・プランの検証概要

これまでのアクション・プランの検証概要は次のとおりです。

#### (1) 茅ヶ崎市自治基本条例施行に伴うアクション・プラン（平成22年度～平成24年度） （以下「第1期プラン」という。）

##### ア 策定のポイント

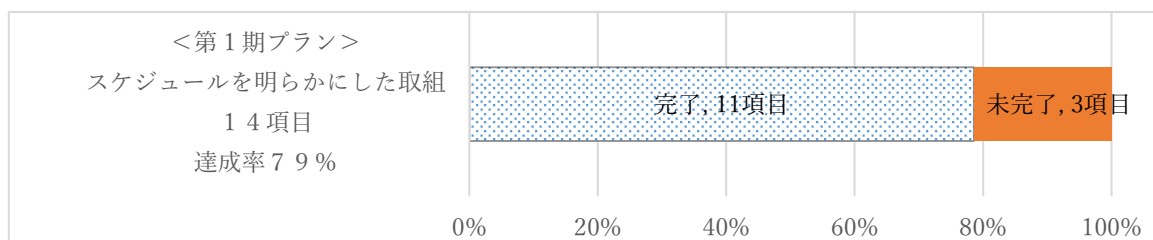
条例の施行に伴い、平成22年度から平成24年度までを期間として、この条例の趣旨にのっとり制度等の整備や改善など、取り組むべき事務事業の内容及びスケジュールを明らかにした第1期プランを策定しました。

##### イ 取組項目

制度等の整備や改善のためにスケジュールを明らかにして掲げた取組 14項目

##### ウ 評価検証

平成22年度から平成24年度を期間とする第1期プランでは、年度ごとの取組内容とスケジュール等を明らかにした取組を14項目掲げており、計画どおり進めることができた取組が11項目、達成状況は79%でした。未完了の3項目については、平成25年度から平成28年度を期間とするアクション・プランで引き続き取組を進めることとしました。（資料編60ページ参照）



#### (2) 茅ヶ崎市自治基本条例推進のためのアクション・プラン（平成25年度～平成28年度） （以下「第2期プラン」という。）

##### ア 策定のポイント

第1期プランで未完了となった3項目に加え、平成24年度に実施した検証を踏まえて、制度等の整備や改善など、取り組むべき事務事業の内容及び平成25年度から平成28年度までのスケジュールを明らかにした取組を15項目、合計18項目を掲げました。

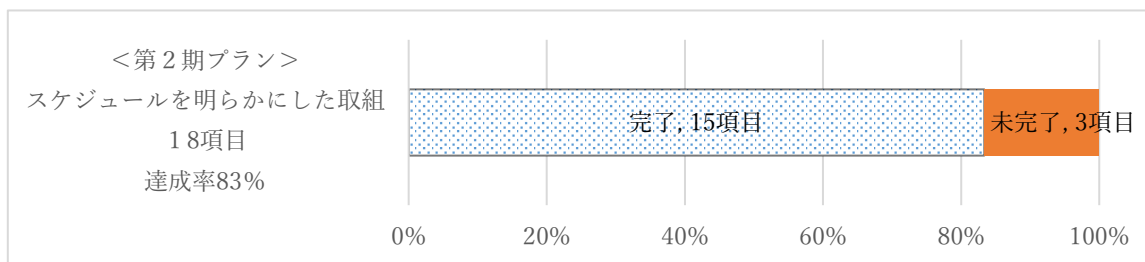
また、各条文に規定された事項を推進するための継続的取組についても65項目掲げ、取組状況の進行管理を行うこととしました。

##### イ 取組項目

- ・制度等の整備や改善のためにスケジュールを明らかにして掲げた取組 18項目
- ・各条文に規定された事項を推進するため継続的に行っていく取組 65項目

## ウ 評価検証

平成25年度から平成28年度を期間とする第2期プランでは、年度ごとの取組内容とスケジュール等を明らかにした取組18項目のうち、計画どおり進めることができた取組が15項目、達成状況は83%でした。未完了の3項目については、平成29年度から令和2年度を期間とするアクション・プランで引き続き取組を進めることとしました。（資料編61ページ参照）



### (3) 茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）

（以下「第3期プラン」という。）

#### ア 策定のポイント

第2期プランで未完了となった3項目に加え、平成28年度に実施した検証を踏まえて、制度等の整備や改善など、取り組むべき事務事業の内容及び平成29年度から令和2年度までのスケジュールを明らかにした取組を10項目、合計13項目掲げました。

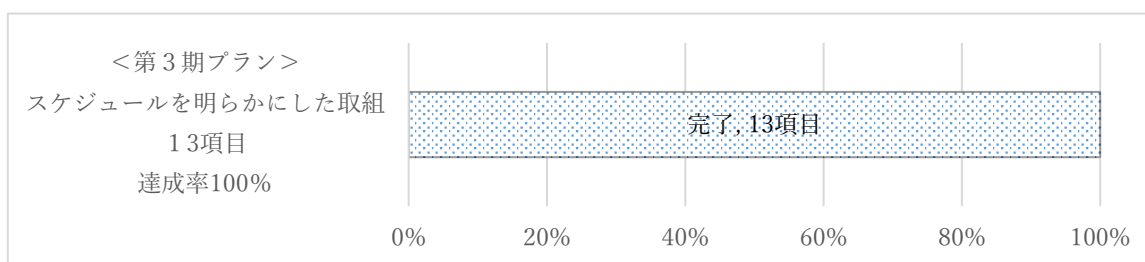
また、各条文に規定された事項を推進するための継続的取組についても57項目掲げ、取組状況の進行管理を行うこととしました。

#### イ 取組項目

- ・制度等の整備や改善のためにスケジュールを明らかにして掲げた取組 13項目
- ・各条文に規定された事項を推進するため継続的に行っていく取組 57項目

## ウ 評価検証

平成29年度から令和2年度を期間とする第3期プランでは、年度ごとの取組内容とスケジュール等を明らかにした取組13項目をすべて計画どおり進めることができ、達成状況は100%でした。（資料編62ページ参照）



## 第2章 令和2年度に実施した検証の結果

### 1 検証の考え方

令和2年度の検証では、「条例の施行状況」及び「条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるか」を次の考え方に基づき実施しました。

「条例の施行状況」	次の2点について確認を行うことにより条例が適切に運用されているかの検証を行いました。 ①第3期プランに掲げた取組について、スケジュールを明らかにした取組を、スケジュールどおり進めることができたかどうか。 ②各条文に規定された事項を推進するための取組を、継続的に実施していたかどうか。
「条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるか」	各課かいが窓口などで対応した際にいただいた、市民の意見や要望、社会情勢の変化に伴う新たなニーズを踏まえ、課題や改善すべき点があるか確認を行うことにより条例の規定の修正の必要性について検証を行いました。

### 2 検証の概要

第3期プラン（平成29年度～令和2年度）の取組結果等を踏まえ、次の(1)～(4)に基づき、検証作業を進めました。

この検証においては、条例の定着と推進のための課題の抽出など「長期的な運用」を背景として実施し、その結果を「令和2年度茅ヶ崎市自治基本条例検証結果報告書」としてとりまとめ、広く市民に公表します。

- (1) 内部検証
- (2) 市民の意見
  - ア アンケート
  - イ 意見交換会（中止）
  - ウ 意見募集
- (3) 学識経験者の意見
- (4) 自治基本条例に関する各課かいの取組状況調査等

#### (1) 内部検証

この条例の多くの規定が、市政運営における市の行動規範を定めたものであることから、市内部のセルフチェックとして、3つの視点で検証を実施しました。

##### 3つの視点

- 1 これまでの主な取組と評価
- 2 市民の意見や要望等
- 3 自治の推進に必要な継続的取組



内部検証では、第3期プランに掲げた取組のうち、スケジュールを明らかにした取組についてはスケジュールどおり進めることができたことを確認しました。

また、自治の推進のための継続的取組については、確実に進めていることを確認しました。

なお、新たな取組の必要性も確認しましたが、条文については、規定を修正する必要はないという結果になりました。

## (2) 市民の意見

条例第30条第3項では、市が検証した内容及びこれに基づき講じようとする措置（条例の改正や制度、取組の変更など）について、これを公表し、市民の意見を聴かなければならないことを定めています。

また、条例第16条及び茅ヶ崎市市民参加条例第7条の趣旨を踏まえ、次の方法による市民参加を実施し市民意見を聴取しました。

### ア アンケート

条例の検証を実施するに当たり、市民の条例に関する考え方や関心のある項目、市政に関する情報の満足度や職員の印象、条例に関する意見等について市民アンケート（無作為抽出アンケート、Webアンケート）を実施しました。（別紙：「茅ヶ崎市自治基本条例無作為抽出アンケート集計結果 令和2年度実施」、「茅ヶ崎市自治基本条例Webアンケート集計結果 令和2年度実施」参照）

#### ・無作為抽出アンケートの概要

対象：茅ヶ崎市在住・満18歳以上の男女3,000人

方法：郵送配布・郵送回収

期間：令和2年4月6日発送、同5月14日到着分までを有効回答とした。

結果：有効回答数 1,093人（回収率33%）

#### ・Webアンケートの概要

対象：市内在住・在勤・在学の方、市内で事業所をお持ちの方、市内で公益の増進に取り組む方、市税の納税義務がある方

方法：市ホームページ回答フォームから送信

期間：令和2年5月1日から20日まで

結果：有効回答数 111人

### イ 意見交換会（中止）

市民の皆さまと直接意見を交わすことで、ニーズや課題をよりの確に把握することを目的として令和2年5月に実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施を中止し、次項「ウ 意見募集」により意見募集を実施しました。

## ウ 意見募集

市の内部検証の内容をまとめた「令和２年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」に関する市民の意見を募集しました。（別紙：「令和２年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料に対する市民の皆様のご意見」参照）

### ・意見募集の概要

「令和２年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」に関する意見を募集

対象：市内在住・在勤・在学の方、市内で事業所をお持ちの方、市内で公益の増進に取り組む方、市税の納税義務がある方

方法：市ホームページ回答フォームから送信及び意見募集箱へ投函

期間：令和２年５月１日から２０日まで

結果：回答数 ４人

市民の皆様からの主な意見としては、「目指すまちの姿をPRし、市民に協力できることを明示してほしい。」や「自治基本条例によって変わったことを市民に説明すべきだと思う。」など条例や取組についての周知啓発に関する意見や、「職員が条例を自分の仕事に生かせるようにしないと自治は進まない。」、「行政が有効に動くような職員の採用や研修など、責務をもってすべきである。」など職員の人材育成に関する意見等が寄せられました。

### (3) 学識経験者の意見

条例第３０条第２項では、条例の検証に専門的かつ客観的な視点を取り入れるため、市が条例の検証をする際に、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないことを定めていることから、内部検証の内容及び市民の意見に関して学識経験者の意見を聴取しました。

主な意見として、住民投票制度の在り方、危機管理規定の必要性、情報化社会に対応した条例の運用の必要性等の御意見をいただきました。（別紙：「茅ヶ崎市自治基本条例検証に係る学識経験者の意見 令和２年度実施」）

### (4) 条例に関する各課かいの取組状況等について調査

条例が施行され、まもなく１０年になろうとしている中、これまでも条例に規定された事項を推進するため、職員研修や職場内研修の実施など、職員の認識を深めるための取組を進めてきています。

条例に規定された事項を推進するために実施している、条例に関する取組状況を把握するため、各課かいに対し調査を実施しました。

### ・取組状況等調査の概要

調査期間：令和２年１月６日～３０日※同様の調査を毎年度実施しています。

対象：全課かい

方法：調査表を配布し、各課かいに照会し、回答を得た。

調査実施に際しては所属内で条例について情報共有する機会を設けることとした。

調査では、「窓口及び電話での対応で、相手の求めていることは何かを考えながら、分か

りやすい説明に努めた。」、「業務上、個人情報を日々取り扱うため、適正に情報を管理するよう常に配慮している。」など、日々の業務の中で条例を意識して携わった事例について報告があり、条例を遵守して職務を遂行する基本姿勢を確認することができました。

### 3 庁内の検討体制

茅ヶ崎市自治基本条例推進会議設置要綱（平成22年6月1日施行）に基づき設置された茅ヶ崎市自治基本条例推進会議（全ての部局長で構成する庁内組織）及び主管課長会議（この条例に規定する制度等又は新たに規定すべき事項を担当する課の長等で構成する庁内組織）において、内部検証の妥当性や意見募集や市民アンケート等による条例に対する市民の考え方、学識経験者の意見、社会状況や市民意識の変化を踏まえ、内部検証の総括を行い、次期講ずる措置の作成に向けた検討を行いました。

### 4 まとめ

第3期プランでは、年度ごとの取組内容とスケジュール等を明らかにした取組13項目をすべて計画どおり進めることができたこと、各課かいにおいても個別事業において条例を踏まえた取組がなされていることから、条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価しました。

また、各課かいが窓口などで対応した際にいただいた、市民の意見や要望、社会情勢の変化に伴う新たなニーズを踏まえ、課題や改善すべき点があるか確認を行い、条例の規定が自治の推進に適合したものであると評価しました。

条例第30条では、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他必要な措置を講ずることを規定しています。

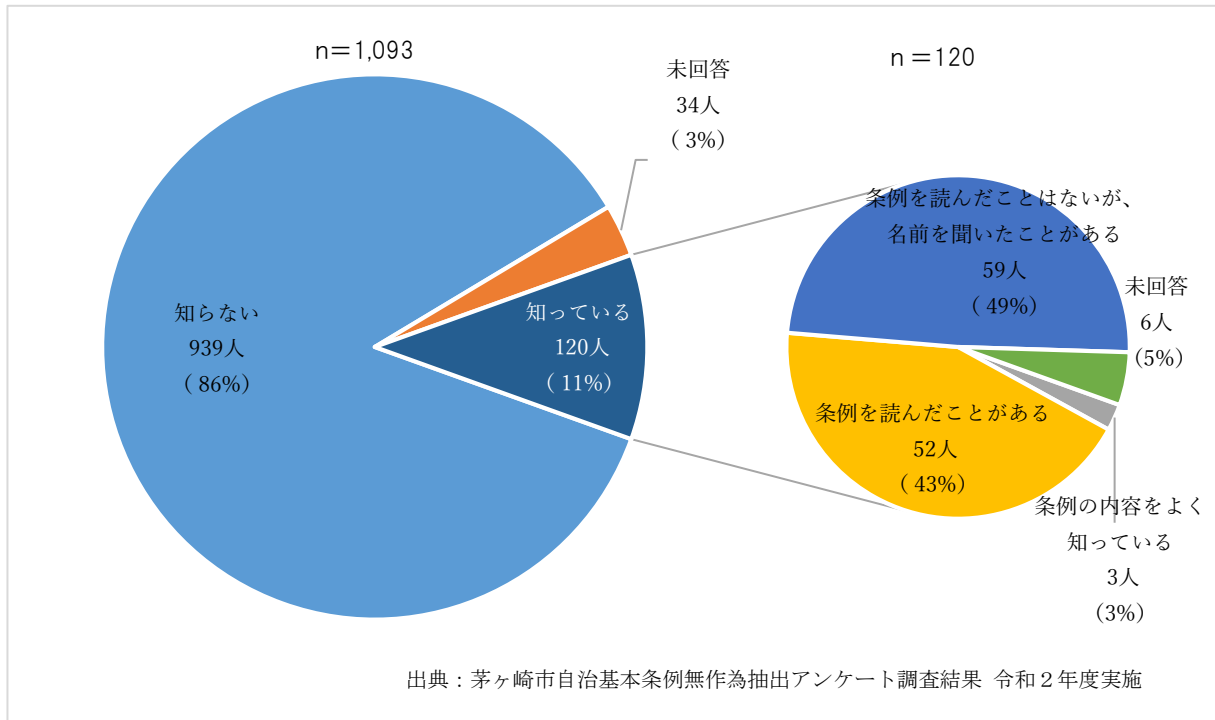
第3期プランが令和2年度で終了するにあたり、今後も自治の更なる推進には継続的な取組の実施が必要であることから、内部検証、市民の意見、学識経験者の意見等から見えてきた課題を明らかにし、条例第30条に基づき、講ずる措置を検討することとしました。

## 第3章 市民意識等の状況

条例や市政に対する市民意識等の状況は次のとおりです。

### 1 条例の認識度

**設問** 平成22年4月1日に施行された「茅ヶ崎市自治基本条例」を知っていますか。



条例を「知っている」と回答した割合は11%であり、「知っている」と回答した方のうち「条例の内容をよく知っている」と回答した割合は3%でした。

条例に基づく取組状況の見える化や、分かりやすい公表など、条例の認識度を高めるための取組を継続する必要があります。

#### 参考

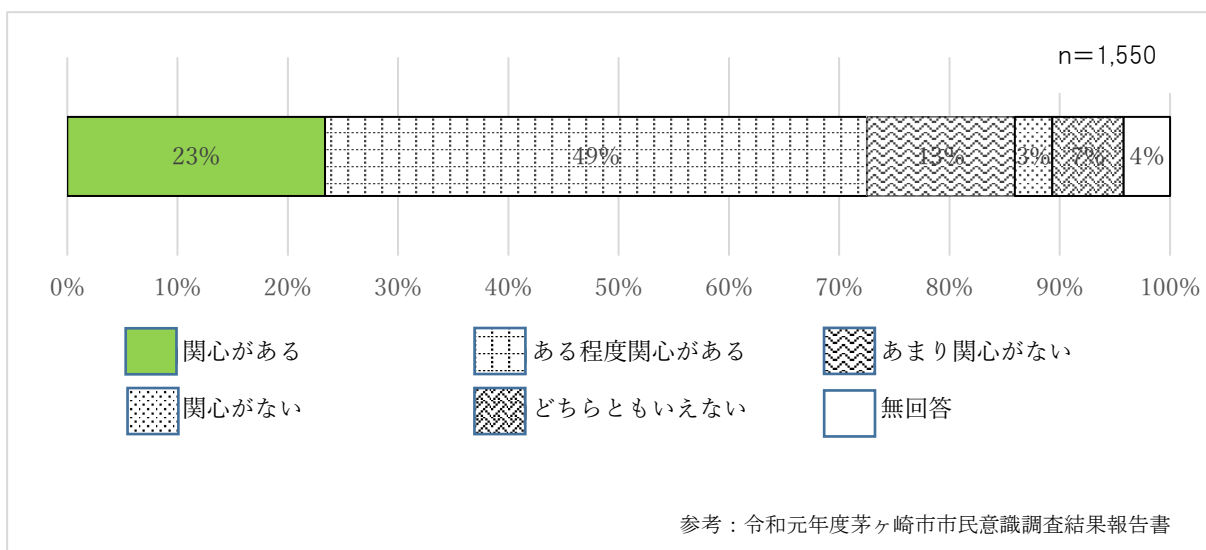
「条例に規定された項目のうち、市民の関心がある項目」上位3項目は次のとおりでした。

(茅ヶ崎市自治基本条例無作為抽出アンケート調査結果 令和2年度実施より)

- 1位 市民の権利・市民の責務・事業者の責務
- 2位 コミュニティ活動や協働などの市民の公益活動
- 3位 総合計画や財政運営など、市政運営に関する事項



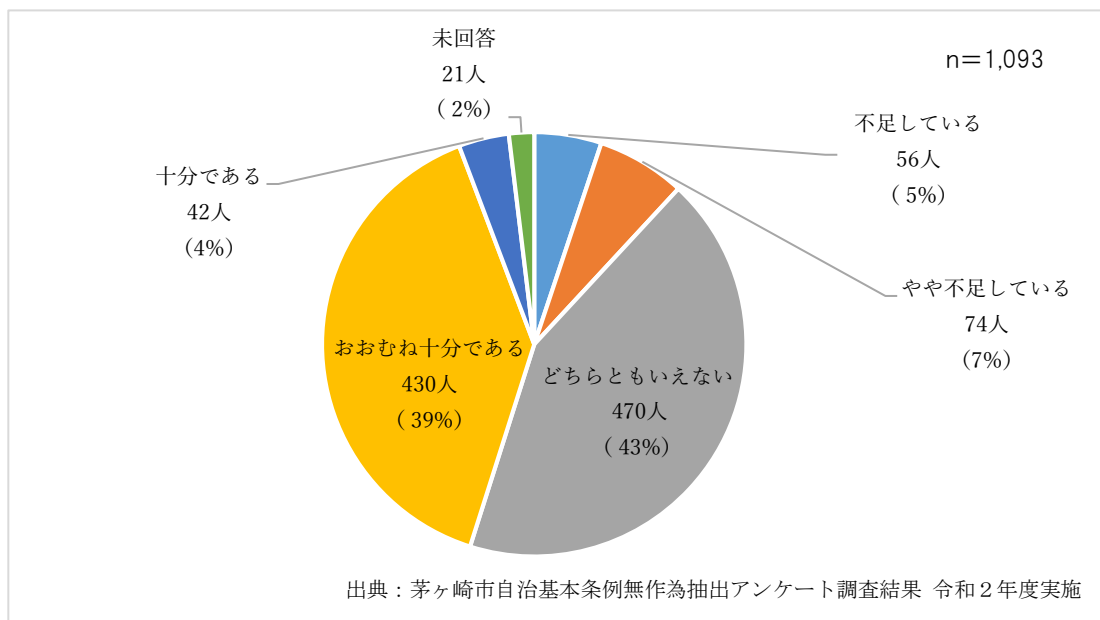
## 2 まちづくりや市政への関心度



まちづくりや市政への関心については、「関心がある」（23%）、「ある程度関心がある」（49%）の合計回答割合が72%である一方、「あまり関心がない」（13%）、「関心がない」（3%）の合計回答割合が16%であることから、市政への関心及び参加意識が高まるような啓発に取り組む必要があります。

## 3 市政情報に対する満足度

**設問** あなたが得ている情報は、市の事業（イベントや講座など）や施策（計画や条例など）を知る上で十分なものですか。



「十分である」（4%）、「おおむね十分である」（39%）の合計回答割合が43%であり、「不足している」（5%）、「やや不足している」（7%）の合計回答割合は12%であるが、「どちらともいえない」の回答割合が43%であることから、引き続き市政情報の分かりやすい提供に努める必要があります。

#### 4 茅ヶ崎市職員の印象

※（ ）は平成28年度アンケートの構成割合です。

	そう思う	ある程度そう思う	ええない	どちらともいえない	わわない	あまりそう思わない	そう思わない	ここ数年、市の職員と接していないので分からない	未回答
親切かつ丁寧な対応をしていた	345人 32% (30%)	407人 37% (41%)	111人 10% (10%)	40人 4% (4%)	33人 3% (4%)	131人 12% (7%)	26人 2% (4%)		
市民の立場を理解していた	191人 17% (15%)	367人 34% (32%)	266人 24% (26%)	67人 6% (7%)	37人 3% (5%)	131人 12% (8%)	34人 3% (8%)		
説明が分かりやすかった	265人 24% (23%)	421人 39% (39%)	163人 15% (14%)	52人 5% (6%)	30人 3% (4%)	131人 12% (7%)	31人 3% (6%)		
市民ニーズを的確に捉えようとしていた	132人 12% (11%)	308人 28% (28%)	338人 30% (28%)	100人 9% (9%)	44人 4% (8%)	130人 12% (8%)	41人 4% (8%)		
進んで情報を提供した	130人 12% (10%)	248人 23% (22%)	346人 32% (28%)	144人 13% (12%)	60人 5% (11%)	131人 12% (8%)	34人 3% (9%)		

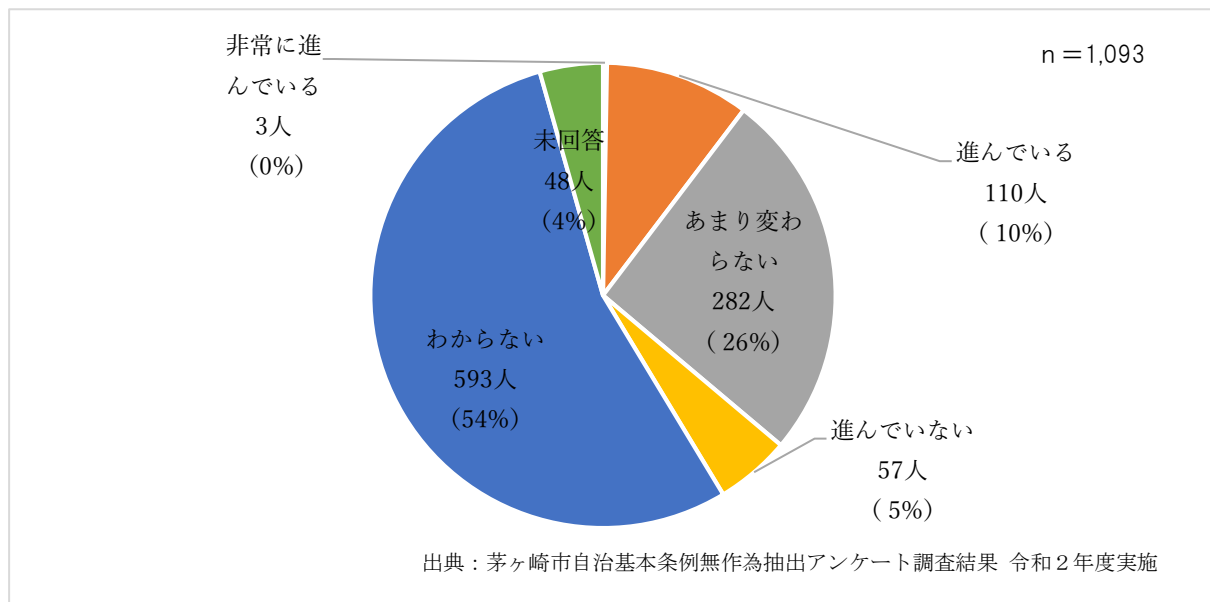
(出典：茅ヶ崎市自治基本条例無作為抽出アンケート調査結果 令和2年度実施)

「親切かつ丁寧な対応をしていた」の項目は「そう思う」(32%)、「ある程度そう思う」(37%)の合計回答割合69%でした。一方で、「市民ニーズを的確に捉えようとしていた」の項目は、「そう思う」(12%)、「ある程度そう思う」(28%)の合計割合が40%、「進んで情報を提供した」の項目は、「そう思う」(12%)、「ある程度そう思う」(23%)の合計割合が35%であること、また、各項目ともに「あまりそう思わない」、「そう思わない」の回答割合が1割近いことから、市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識を持った職員の人材育成と説明責任を果たすための取組の充実が必要です。

## 5 「目指すまちの姿」への実感

**設問** 「自治基本条例」が施行されて10年が経ちました。

「自治基本条例」では、「市民の市政への参加」、「市民と市（議会や市長）相互の連携、協力」の推進や「地域力の向上」を重要な取組とし、市民が等しく尊重され安心して暮らすことができる地域社会を創ることを「目指すまちの姿」としています。「目指すまちの姿」への取組はどの程度進んでいると感じますか。



「目指すまちの姿」への取組の進捗状況について尋ねたところ、「進んでいる」の回答割合が10%である一方、「あまり変わらない」（26%）、「進んでいない」（5%）、「わからない」（54%）の合計回答割合が85%となっており、これまで実施してきた自治を推進するための取組について、まだ変化を実感できるものとなっていないという結果となっています。今後も引き続き、自治を推進するための取組を継続していく必要があります。

## 6 市民と学識経験者の意見

市民と学識経験者から、市の取組状況に対して次のような意見や要望があります。

### (1) 市民アンケート調査及び意見募集より（抜粋）

- 取組の見える化
- 周知・啓発への取組
- 職員の人材育成への取組
- 説明責任を果たす姿勢
- わかりやすい取組結果の公表

### (2) 学識経験者の意見より（抜粋）

- 全職員の市民参加への認識を今一步高める必要がある。
- 社会経済情勢が変化し行政運営も変容し続けることから取組を継続すべきである。
- 情報化社会の到来に伴い、ICT（情報通信技術）を活用したオンラインでの市民との情報共有、市民の参加を推進すべきである。

## 第4章 次期講ずる措置

### 1 「次期講ずる措置」作成の趣旨

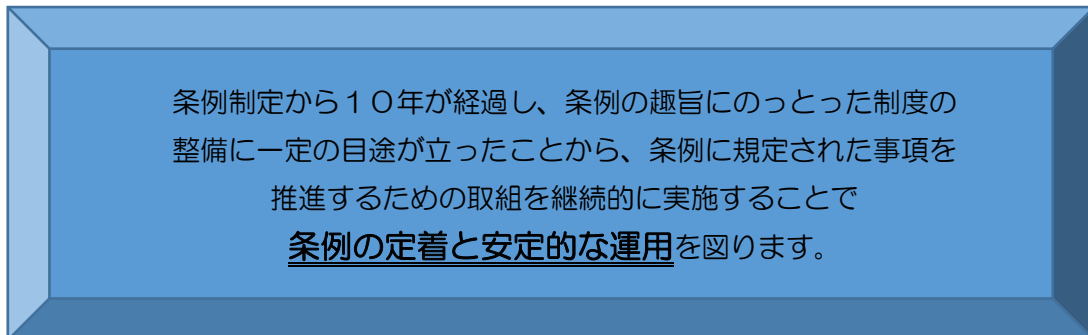
平成22年度の条例制定からこれまで制度等の整備や改善のためにスケジュールを明らかにして掲げた39項目のアクション・プランがすべて完了し、自治を推進する上で必要となる制度等の整備や改善には一定の目途が立ちました。

条例第30条では、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他必要な措置を講ずることを規定しています。

令和3年度以降は、整備や改善した制度等を適正に運用し、条例の更なる推進を図る必要があります。

そこで、アクション・プランの検証、市民の意見、学識経験者の意見、議会の意見を踏まえ、条例第30条に基づき自治の推進を図るための講ずる措置として「**茅ヶ崎市自治基本条例推進方針**（以下「**推進方針**」という。）」を作成し、引き続き茅ヶ崎市における自治を推進します。

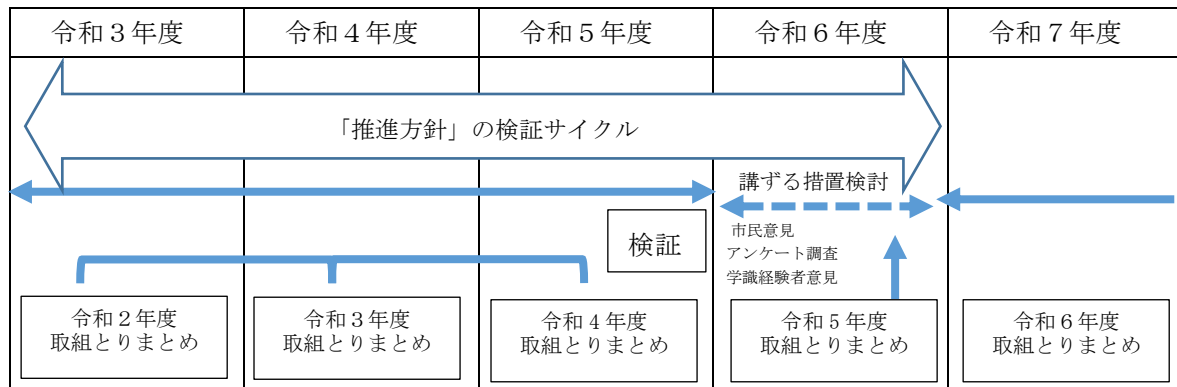
### 2 「推進方針」が目指すべきもの



### 3 「推進方針」の検証サイクル

「推進方針」の検証サイクルは、4か年とします。

なお、条例30条には4年を超えない期間ごとに検証を実施することが定められていることから、次回検証は令和5年度までの取組状況について検証を実施します。

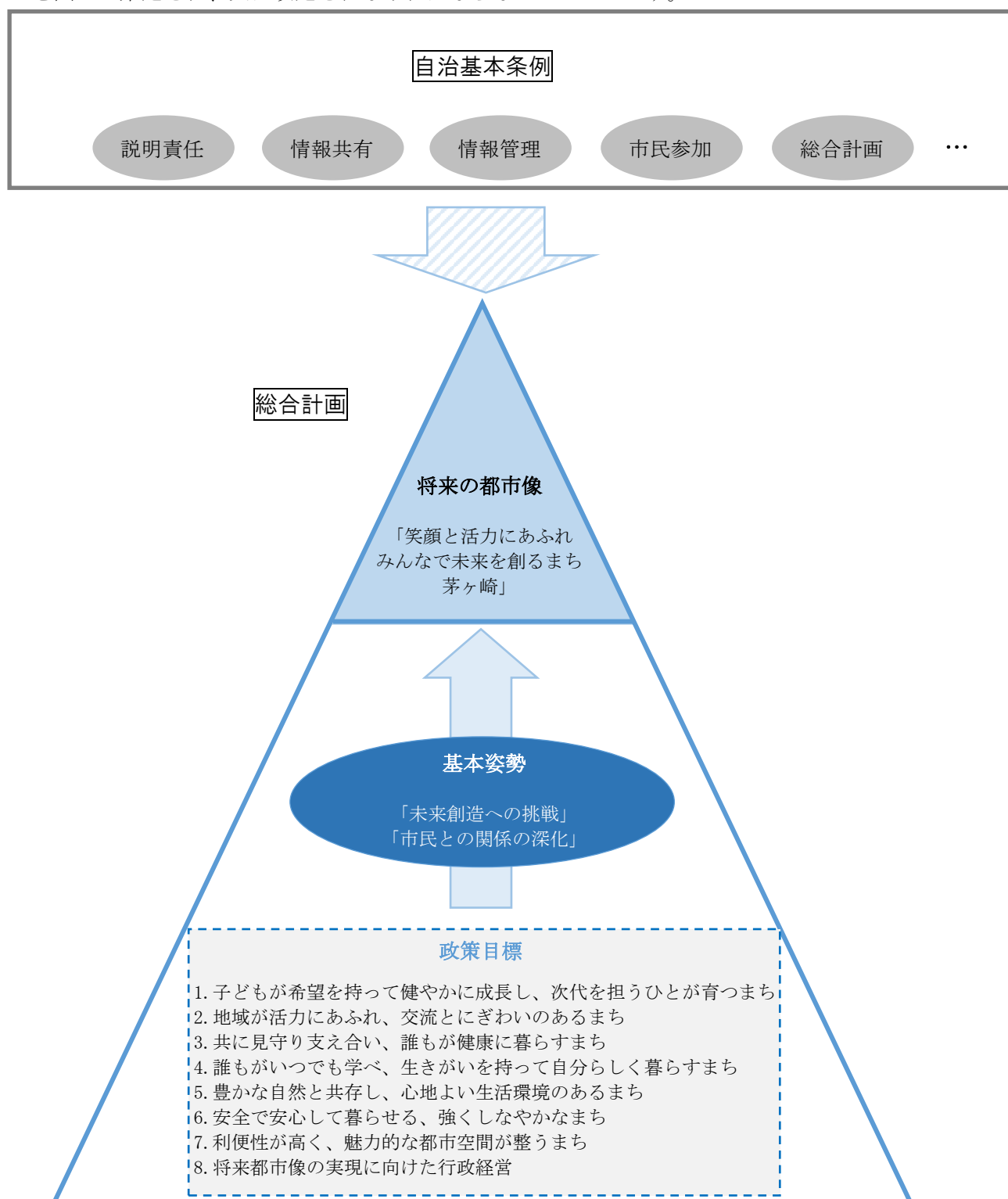




#### 4 条例と総合計画、各課かいの事業の関係

条例は、自治を推進するために必要となる基本的な考え方や仕組みなどを定めており、各課かいの事業においても分野ごとに条例の基本的事項（説明責任、情報共有、市民参加等）を踏まえることをあらためて庁内で共有し、自治を推進します。

また、市の政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める総合計画の策定を第18条に規定し、第3項において、行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならないとしています。



## 5 「推進方針」の考え方

自治を推進する上で、**市民に市政に興味や関心をもってもらい、市政へ参加してもらうこと**は重要なことです。

このため、現状の課題から6つのキーワードを設定し、これに配慮した各取組を継続的に進め、茅ヶ崎市における自治の更なる推進を目指します。

### (1) 現状の課題

内部検証、市民意見、学識経験者の意見から、次の課題が浮かび上がりました。

#### ◆課題◆

- 市民の条例への関心を高めるために条例に基づく取組状況の見える化に取り組む必要があります。
- 自治の推進には、市民の皆様の市政への参加が必要なことから、条例の更なる周知と、市政への参加意識が高まるような啓発に取り組む必要があります。
- 地域の課題や市民ニーズに対応するために必要となる知識、能力を持った職員の人材育成が必要です。
- 市政の透明性を確保し、市政に対する市民の信頼が向上するよう市が自ら積極的に説明責任を果たすための取組の充実が必要です。
- 市政に関する情報を市民と市が共有するため、市は市政に関する情報について、市民が理解しやすいように工夫してわかりやすく公表するよう努める必要があります。
- 情報化社会の到来に伴う、オンラインの活用など多様な市民との情報共有、市民の参加を保障する仕組みが必要です。

### (2) 自治を推進する上で必要となるキーワード

現状の課題から、①「取組の見える化」、②「周知・啓発」、③「職員の人材育成」、④「説明責任」、⑤「わかりやすい公表」、⑥「情報化社会への対応」の6つのキーワードが見えてきました。

#### ◆6つのキーワード◆

- ①取組の見える化
- ②周知・啓発
- ③職員の人材育成
- ④説明責任
- ⑤わかりやすい公表
- ⑥情報化社会への対応

### (3) 具体的な取組

「推進方針」に掲げる取組について、次のとおり整理しました。

#### ア 全課かいで進める取組

各課かいの事業を実施するに当たっては、6つのキーワード及び「推進方針」の条文ごとに示した「取組の方向性」を踏まえるとともに、条例の基本的事項を遵守し、自治の推進を図ります。

#### イ 担当課かいで進める取組

条文ごとに「取組の方向性」を示すとともに、これを具現化するために所管する課かいが進める取組として「条文に規定された事項を推進するための取組」を掲げます。

「(ア) 第3期プランからの継続的取組」、「(イ) 制度の整備が完了し追加する取組」、「(ウ) 内部検証、市民の意見、学識経験者の意見を踏まえた新たな取組」の3つを継続的に取り組むことにより、引き続き自治の推進を図ります。

(ア) 第3期プランからの継続的取組	48項目
(イ) 制度の整備が完了し追加する取組 ◇パブリックコメント手続の運用の適正化 →項目名「市民参加手続の運用の適正化」 ◇自治基本条例の趣旨にのっとった条例等の体系的な整備 →項目名「政策法務の推進」で取組継続 ◇発生主義会計を取り入れた財務4表の公表、財務4表の活用 →項目名「的確な財政見通しに基づく財政の運営及び公表」で取組継続 ◇外部視点を取り入れた評価方法の検討 ◇審査基準、標準処理期間及び処分基準の市ホームページでの公表 →項目名「行政手続制度の適正な運用」で取組継続	5項目
(ウ) 内部検証、市民の意見、学識経験者の意見を踏まえた新たな取組 ◇特定歴史公文書等利用制度の適正な運用 ◇総合計画の在り方に関する議論	2項目

# 第5章 条文ごとの取組シート

条文ごとの取組シートには、「1 取組の方向性」として、条文に規定された事項を推進するための取り組むべき方向性を掲載しました。

また、「2 条文に規定された事項を推進するための取組」として、具体的な取組を掲載するとともに、自治を推進するための条例等（取組に関わる条例、規則、要綱その他指針やガイドライン等）や取組の状況の見える化を図り、分かりやすい公表に努めます。（**図1**参照）

図1

## 自治を推進するための条例等 (取組に関わる条例、規則、要綱その他指針やガイドライン等)

**第14条 情報共有**

(情報共有)  
第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  
(1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供しよう努めること。  
(2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。  
(3) 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。  
(4) 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところによる。

**1 取組の方向性**  
市政に関する情報を市民に分かりやすく提供し、市民が簡単に、等しく情報が得られるよう努めます。

**2 条文に規定された事項を推進するための取組**

No.21 市政情報の公表及び提供《行政総務課》  
茅ヶ崎市情報公開条例に基づき公開手続を適正に行うとともに、市政情報を公表し、又は提供します。

No.22 市政情報コーナーの充実《行政総務課》  
市役所本庁舎1階に市政情報コーナーを設置し、資料の収集、閲覧及び貸出等を行うとともに、一部刊行物を有償で頒布します。

No.23 広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載《秘書広報課》  
広報紙、市ホームページへの掲載等により市政情報を公表、提供します。各職員が担当する事業をPRするにあたり、広報を戦略的に推進するためのガイドラインを念頭に置き、それぞれのターゲットを絞って、①発信する情報の内容②表現方法③発信する広報媒体などの使い分けを意識するよう努めます。

No.24 附属機関等の会議の公開《行政総務課》  
市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するため、非公開情報の審議等を行う場合等を除き、附属機関の会議を公開します。

\*次の取組についても第14条（情報共有）を推進するための取組です。  
No.29 市民参加の推進・啓発《市民自治推進課》（第16条市民参加に掲載）  
説明会、意見交換会等の市民参加手法を活用して情報共有を図ります。

**3 自治を推進するための条例等**

- 茅ヶ崎市情報公開条例
- 茅ヶ崎市情報公開条例施行規則等
- 茅ヶ崎市個人情報保護条例
- 茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則等
- 茅ヶ崎市附属機関設置条例
- 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会規則
- 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会規則
- 茅ヶ崎市市政情報の公表と提供の推進に関する要綱
- 茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱

**4 取組の状況**

- ◆ 政策会議の会議結果の概要、当初予算の編成過程の公表を開始（平成23年度から）
- ◆ 工事等の入札に関わる設計の内訳書の情報提供による提供を開始（平成23年度から）
- ◆ 会議の非公開事由に係る規定及び議事録を作成するための基準等を整備（平成29年度\*茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱）

<工事等の入札に関わる設計の内訳書の情報提供> (単位： 件)

種 別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
道路位置指定図の写しの交付	1, 891	1, 991	2, 245
建築計画概要書の写しの交付	2, 060	2, 268	2, 276
都市計画概要図の写しの交付	2, 601	2, 678	2, 793
公共下水道台帳の写しの交付	8, 082	7, 827	8, 906
工事設計書	338	266	278

(出典：茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書)

<附属機関等の会議の公開状況> (単位： 件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催回数	583	578	
公開	170	158	
非公開（一部公開含む）	413	420	

\*毎年度翌年12月に集計しているため、平成30年度までの状況です。  
(出典：附属機関等の運営状況調査)

条文ごとの取組シート



## 前文

### 総則第1条～第4条

烏帽子岩が浮かぶ湘南のきらめく海や里山の趣が残る緑豊かな丘陵に囲まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、市民と議会や市長が協力し合って、先人から引き継いだ自然や文化、歴史をはぐくみながら、心豊かに暮らすことのできるまちを目指してきました。

こうした中、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民と議会や市長は、市民の市政への参加や相互の連携、協力を一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図ることにより、市民が等しく尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会を創り上げていかなければなりません。

このような認識の下、市民主体による自治の更なる推進を図るため、ここに、自治の基本理念、市民の権利と責務、議会や市長の責務など、茅ヶ崎市における自治の基本を明らかにした茅ヶ崎市自治基本条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等を定めることにより、地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進することを目的とする。

#### (条例の位置付け)

第2条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、自治を推進するに当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

2 市は、条例の制定、改廃若しくは運用又は政策の策定、改廃若しくは実施に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

#### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 茅ヶ崎市内に住所を有する者

イ 茅ヶ崎市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 茅ヶ崎市内に存する学校等で学ぶ者

エ 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものその他公益の増進に取り組むもの

オ 市に対し納税の義務を負うもの

(2) 市 地方公共団体としての茅ヶ崎市をいう。

(3) 市政 市が行う活動の全体をいう。

(4) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

#### (自治の基本理念)

第4条 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 茅ヶ崎市における自治は、主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されること。

(2) 茅ヶ崎市における自治は、自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。

(3) 茅ヶ崎市における自治は、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

前文は、条例制定の趣旨や目的、理念などを述べたものです。

また、第1条から第4条までは、総則規定であり、条例全体に通ずる基本的な事項を定めたものです。いずれも具体的な取組を定めたものではないので、条文ごとの取組は掲げていません。

第5条 市民の権利

第6条 市民の責務

(市民の権利)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。

2 市民は、市政に参加する権利を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。

第5条の規定は第14条（情報共有）及び第16条（市民参加）において、第6条の規定は第16条（市民参加）、第25条（コミュニティ）及び第26条（協働）において、それぞれ具体化しています。したがって、第5条及び第6条についても、それぞれの規定を具体化している個別の条に掲げた取組を推進することとします。



第7条  
事業者の責務

(事業者の責務)

第7条 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

1 取組の方向性

茅ヶ崎市内で事業活動を行う事業者の、地域社会との調和を図るための事業活動、自治活動への主体的な取組及び公益の増進に取り組むコミュニティへの参加協力等の働きかけや支援を行います。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.1 法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導の実施<<事業活動等に対する規制、誘導又は指導を実施する課>>

良好な自然環境や社会環境（住環境、景観、地域のつながり、文化など）を形成又は保持するため、法令や条例等に基づき、対象となる事業活動等に対し規制、誘導又は適切な指導を行います。

No.2 地域社会との調和を図る事業者の取組への支援<<全ての課>>

地域における社会環境（住環境、景観、地域のつながり、文化など）や自然環境との調和を図る事業者の自治活動への取組を支援（取組への啓発、取組事例に関する情報提供、取組の市民への紹介など）します。

3 自治を推進するための条例等

- 環境やまちづくり等に関わる規制や誘導等を定めた法令  
例) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、都市計画法など
- 環境やまちづくり等に関わる規制や誘導等を定めた条例  
例) 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例など
- 茅ヶ崎市総合計画
- 行政の各分野における政策を体系的に定める計画  
例) ちがさき都市マスタープラン、茅ヶ崎市環境基本計画、茅ヶ崎市地域福祉計画など
- 社会貢献企業を対象とした制限付き一般競争入札試行実施要領
- 茅ヶ崎市総合評価方式試行ガイドライン

4 取組の状況

- ◆ 協働事業の推進
- ◆ 公民連携の推進
- ◆ 社会貢献企業を対象とした制限付き一般競争入札の実施
- ◆ 公共工事の入札における総合評価方式\*の導入  
\*総合評価方式：価格に加えて企業の社会性、信頼性及び地域経済への貢献等を含めて総合的に評価する落札方式

## 第8条 議会の責務

## 第9条 議員の責務

### (議会の責務)

第8条 議会は、主権を有する市民の負託を受けた議員によって構成される議事機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会を運営するよう努めなければならない。

2 議会は、条例を制定する権能、市長等の事務の執行を監視する権能、政策を提言する権能その他議会に付与された権能の行使に努めなければならない。

3 議会は、議会を運営するに当たっては、市民に開かれたものとするよう努めなければならない。

### (議員の責務)

第9条 議員は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならない。

2 議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。

3 議員は、調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務を果たすために必要とされる活動を積極的に行うよう努めなければならない。

## 1 取組の方向性

茅ヶ崎市議会基本条例に基づく適正な議会運営と議会に付与された権能の行使に努めます。

また、議員は、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めます。

## 2 条文に規定された事項を推進するための取組

### No.3 充実した討議の推進

茅ヶ崎市議会基本条例の趣旨に基づき、一般質問においては、一問一答方式（選択制）を適切に運用するとともに、重複質問を議員間で調整することにより、重層的な質問を推進します。

また、政策討議（常任委員会ごとにテーマを設定し、調査研究、委員間討議等を経て、最終的に政策提言等を行っていく取組）、委員会での委員間の討議など議会における討議を充実させるための仕組みを活用し、充実した討議を推進します。

### No.4 議会の権能の適切な行使の推進

条例制定、市長等の事務執行の監視、政策提言など議会に付与された権能を適切に行行使するため、それに資する議員研修の充実、議会図書室の充実、政務活動費を有効活用しての研修等への積極的な参加及び議会事務局の機能の充実を図ります。

また、条例制定や政策提言につながる取組として、茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、政策討議に継続的に取り組みます。

### No.5 市民参加の推進

茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、議会報告会及び意見交換会を定期的を開催するとともに、運営方法の検証や改善に取り組みます。

また、請願・陳情の審査に当たり、請願者・陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に趣旨説明の機会を設けます。

### No.6 広報・広聴活動の推進

議会だより、本会議・委員会のインターネット中継、議会ホームページ、議会報告会、意見交換会その他の媒体や機会を活用し、広報・広聴活動の充実を図ります。

### 3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市議会基本条例
- 茅ヶ崎市議会議員定数条例
- 茅ヶ崎市議会定例会条例
- 茅ヶ崎市議会委員会条例
- 茅ヶ崎市議会会議規則
- 茅ヶ崎市議会全員協議会規程
- 茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程
- 茅ヶ崎市議会傍聴規則
- 茅ヶ崎市議会委員会傍聴規程
- 茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例
- 茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例施行規則
- 茅ヶ崎市議会図書室規程
- 茅ヶ崎市議会だより発行規程
- 茅ヶ崎市議会の議決すべき事件を定める条例

### 4 取組の状況

- ◆ 市民への議会報告会の運用（平成23年から）
- ◆ 市民との意見交換会の運用（平成25年から）
- ◆ 委員会討議、政策討議の運用（平成26年から）
- ◆ 本会議のインターネット中継（平成17年から）
- ◆ 委員会のインターネット中継（平成28年から）

<議会報告会・意見交換会の開催状況>

	平成29年	平成30年	令和元年
回数（参加人数）	4回（56人）	4回（37人）	2回（32人）*
議会報告会の内容	予算特別委員会・決算特別委員会での審査内容の報告	予算特別委員会・決算特別委員会での審査内容の報告	予算特別委員会・決算特別委員会での審査内容の報告
意見交換会のテーマ	議会全般に関すること	議会全般に関すること	もっと身近な議会を目指して～私が議会に期待すること～

\*例年5月と11月に開催しているが、令和元年は議員改選があったため11月（2回）のみ開催

<陳情の受理及び付託>

（単位：件）

区分	平成29年	平成30年	令和元年
受理	30	26	30
取り下げ	0	1	0
委員会付託	24	20	9
参考配布	6	4	21

<本会議、委員会のインターネット中継>

（単位：件）

	平成29年	平成30年	令和元年
アクセス数	13,999	8,476	8,215

第10条  
市長の責務

(市長の責務)

- 第10条 市長は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならない。
- 2 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。
- 3 市長は、地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員を育成しなければならない。
- 4 市長は、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを公表しなければならない。

1 取組の方向性

地域の課題や市民の要望等を把握し、市民全体の福祉の向上に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.7 地域の抱える課題や市民の意見及び要望の把握<<秘書広報課>>

市が計画等を策定する際の意見交換会や説明会、地域の市民集会等により、対話を通じて市の考え方を伝えるとともに、地域の課題や市民の要望等の把握に努めます。

No.8 市長会その他都市関係会議等への参加<<秘書広報課>>

地域課題の解決や市民の要望等を踏まえた市政運営の実現をめざし、先進事例の取組の把握や情報収集、国及び県への要望活動を行うため、市長会等への会議に参加します。

No.9 透明性のある市政運営及び政治倫理の向上<<秘書広報課>>

市長の日々の動向や交際費の支出状況を公開し、透明性のある開かれた市政運営を行うとともに、自己の保有する資産等を定められた時期に公開することで、政治倫理の向上に努めます。

No.10 特定の政策課題についての調査研究及び調整<<企画経営課>>

緊急性、重要性が高い特定の政策課題について、情報収集や調査研究を行い、行政施策の方向性を定めるための総合的な調整を行います。

No.11 職員の育成<<職員課>>

地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員の育成に努めます。

No.12 施政方針の公表<<企画経営課>>

行政運営の基本方針である\*施政方針を自治基本条例第10条第4項の規定に基づき公表する旨の一文を加え、毎年度（新たな年度が始まる前）公表します。

\* 市長の市政運営に対する基本的な考えや予算及び施策の概要を示すもの

### 3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市市民参加条例
- 茅ヶ崎市市民参加条例施行規則等
- 茅ヶ崎市市民参加事務取扱要綱
- 政治倫理の確立のための茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例
- 政治倫理の確立のための茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例施行規則
- 政治倫理の確立のための茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例施行規則第10条第6項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱
- 茅ヶ崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 茅ヶ崎市職員人事評価規程等
- 茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針（改訂版）

### 4 取組の状況

- ◆ 施政方針の公表
- ◆ 市長の交際費の支出状況及び資産等の公開
- ◆ 職員の人材育成

<職員研修実績（令和元年度）>

	階層別研修	特別研修	派遣研修	その他
講座 名 ・ 派遣 先 等	新採用職員	コンプライアンス・リスクマネジメント	自治大学校	国内行政視察
	主事職員(15講座から選択)	接遇指導員	国土交通大学校	自主研究グループ
	主任職員(15講座から選択)	新採用職場指導員	市町村アカデミー	被災地支援活動報告会
	採用3年目職員	文教大学合同セミナー	国際文化アカデミー	
	採用5年目職員	平塚市・茅ヶ崎市合同セミナー	市町村研修センター	
	副主査職員	契約・財務会計	都市整備技術センター	
	担当主査職員	メンタルヘルス	神奈川県県土整備局	
	課長補佐職員	障害者の理解に関する研修会	早稲田大学マニフェスト研究所	
	課長級職員	認知症サポーター養成研修講座	民間企業等派遣	
	人事評価(新任評価者)	ハラスメント	その他各種団体	
	人事評価(フォロー)			
	技能・労務職員			
	非常勤嘱託職員・臨時職員			
任期付職員				

第11条  
職員の責務

(職員の責務)

- 第11条 職員は、この条例を遵守し、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、その職務の遂行のために必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。
  - 3 職員は、互いに連携を図り、協力して職務を遂行しなければならない。

1 取組の方向性

職員は、自治基本条例を遵守し、条例にのっとった取組ができるよう、必要な知識の習得と能力向上に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.13 自治基本条例の職員への周知<<行政総務課>>

職員が自治基本条例を遵守し、条例にのっとった取組ができるよう、職員に対する研修を行います。

No.14 サービスの宣誓<<職員課>>

地方公務員法第31条の規定に基づく茅ヶ崎市職員の服務に関する条例により、職員の採用時において公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務等を自覚させるため、宣誓を行います。

No.15 職員の自己啓発に対する支援<<職員課>>

職員の能力開発の基本である自己啓発を奨励し、自ら学ぶ環境づくりに努めるとともに、自己啓発の成果が出せるよう支援を行います。

No.16 学習する風土づくりの推進<<職員課>>

職員一人ひとりの学習意欲を高めていくために効果的な職場全体での学習風土づくりを推進します。

No.17 部局横断的な検討組織<<全ての課>>

地域の課題解決や市民サービスの向上を図るため、必要に応じて部局横断的な検討組織を設置します。

3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針（改訂版）
- 茅ヶ崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 茅ヶ崎市職員の服務に関する条例
- 茅ヶ崎市職員服務規程等
- 茅ヶ崎市職員研修規程

#### 4 取組の状況

- ◆ 各種研修の開催
- ◆ 自主研究グループでの研究活動
- ◆ O J Tによる知識の習得及び能力の向上

＜自治基本条例階層別職員研修の実施状況＞ (単位：回)

階 層	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新採用職員	2	2	2
主査・副主査級職員	1	1	1
課長補佐・担当主査級職員	1	1	1

＜自治基本条例に関する各課かいの取組状況等調査＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	1回	1回	1回
実施期間	平成30年1月12日～ 31日	平成31年1月9日～ 31日	令和2年1月6日～ 30日

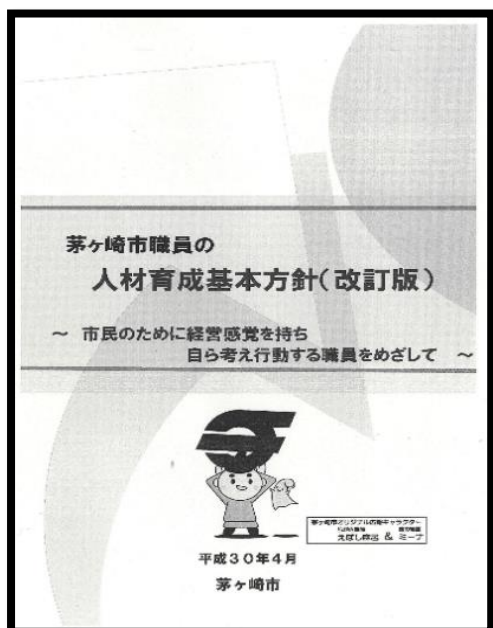
＜研修別講座及び自主研究グループ＞ (単位：件)

種 別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般研修(階層別、特別研修)	44	45	45
派遣研修	103	184	85
自主研究グループ	2	3	2

\*毎年度翌年11月に集計しているため、平成30年度までの状況です。

(出典：人事行政運営等の状況)

#### ○「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針(改訂版)」



第12条  
市政運営の基本原則

第12条 市政は、第4条に規定する自治の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本原則として運営されなければならない。

- (1) 市政は、市民への説明の下に運営されること。
- (2) 市政は、市民及び市が市政に関する情報を相互に共有することにより運営されること。
- (3) 市政は、市民の参加の下に運営されること。

第12条の規定は、以後の第2節(第13条から第20条)及び第3節(第21条から第24条)の規定に共通する基本原則を定めたものです。したがって、第12条については、条文ごとの取組は掲げず、それぞれの規定を具体化している個別の条に掲げた取組を推進することとします。





第13条  
説明責任

(説明責任)

第13条 市は、市政に関する事項について、市民に説明しなければならない。

2 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたときは、速やかに応答しなければならない。

1 取組の方向性

市政に関する事項を市が自ら積極的に説明し、市政の透明性を確保し、市政に対する市民の信頼の向上に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.18 情報公開制度の適正な運用<<行政総務課>>

市政を市民に説明する責務を全うするため、行政文書の公開を請求する権利を定めた茅ヶ崎市情報公開条例の規定に基づき、行政文書を公開します。

No.19 特定歴史公文書等利用制度の適正な運用<<文化生涯学習課>> ★新規★

市の有する諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うするため、特定歴史公文書等の利用を請求する権利を定めた茅ヶ崎市公文書等管理条例の規定に基づき、特定歴史公文書等を市民の利用に供します。

No.20 パブリックコメント手続の実施<<市民自治推進課>>

条例又は政策等の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を公表します。

\*次の取組についても第13条（説明責任）を推進するための取組です。

No. 21 市政情報の公表及び提供<<行政総務課>>（第14条情報共有に掲載）

市政情報コーナー、市ホームページなどで市政情報を公表し、又は提供します。

No. 25 行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理<<文書法務課・文化生涯学習課>>（第15条情報共有に掲載）

茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、行政文書を適正に管理し、及び特定歴史公文書等を適切に保存します。

No. 36 行政評価制度の適正な運用<<企画経営課>>（第20条行政評価に掲載）

効果的かつ効率的な行政運営を推進するため行政評価を実施し、その結果を公表します。

No. 37 行政手続制度の適正な運用<<文書法務課>>（第21条行政手続に掲載）

行政指導の趣旨及び内容等を明確に示します。

No. 38 陳情・要望・苦情等への対応<<市民相談課>>（第22条苦情等への対応に掲載）

市に寄せられた苦情等の内容や苦情等に対する市の対応を取りまとめ公表します。

### 3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市公文書等管理条例
- 茅ヶ崎市情報公開条例
- 茅ヶ崎市情報公開条例施行規則
- 茅ヶ崎市市民参加事務取扱要綱
- 茅ヶ崎市市民参加条例
- 茅ヶ崎市市民参加条例施行規則
- 茅ヶ崎市行政手続条例
- 茅ヶ崎市市政情報の公表と提供の推進に関する要綱

### 4 取組の状況

- ◆ 情報公開制度の運用
- ◆ パブリックコメント手続きの実施
- ◆ 苦情等への対応

<情報公開制度の運用状況> (単位： 件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公開	121	33	22
一部公開	87	91	73
非公開	30	12	5
計	238	136	100

\* 文書不存在は非公開に含まれています。

(出典：茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書)

<パブリックコメント手続の実施状況> (単位： 件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施件数	19	11	15

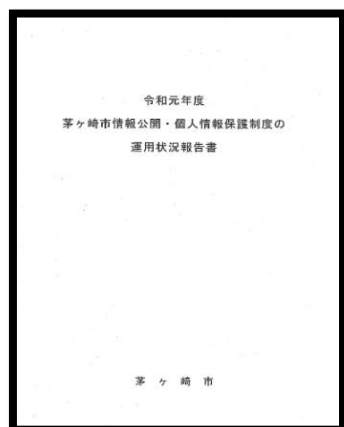
(出典：市民参加条例の施行状況等調査)

<苦情等の対応状況> (単位： 件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
苦情等の件数	1,529	3,026	2,204
苦情等による業務改善件数	43	21	11
職員に対する苦情等の件数	98	64	37

(出典：苦情等対応報告書)

- 「茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書」



第14条  
情報共有

(情報共有)

第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。
- (2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。
- (3) 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

1 取組の方向性

市政に関する情報を市民に分かりやすく提供し、市民が簡単に、等しく情報が得られるよう努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.21 市政情報の公表及び提供 <行政総務課>

茅ヶ崎市情報公開条例に基づき公開手続を適正に行うとともに、市政情報を公表し、又は提供します。

No.22 市政情報コーナーの充実<行政総務課>

市役所本庁舎1階に市政情報コーナーを設置し、資料の収集、閲覧及び貸出等を行うとともに、一部刊行物を有償で頒布します。

No.23 広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載<秘書広報課>

広報紙、市ホームページへの掲載等により市政情報を公表、提供します。各職員が担当する事業をPRするにあたり、広報を戦略的に推進するためのガイドラインを念頭に置き、それぞれのターゲットを絞って、①発信する情報の内容②表現方法③発信する広報媒体一などの使い分けを意識するよう努めます。

No.24 附属機関等の会議の公開<行政総務課>

市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するため、非公開情報の審議等を行う場合等を除き、附属機関等の会議を公開します。

\*次の取組についても第14条（情報共有）を推進するための取組です。

No. 29 市民参加の推進・啓発<市民自治推進課>（第16条市民参加に掲載）

説明会、意見交換会等の市民参加手法を活用して情報共有を図ります。

### 3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市情報公開条例
- 茅ヶ崎市情報公開条例施行規則等
- 茅ヶ崎市個人情報保護条例
- 茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則等
- 茅ヶ崎市附属機関設置条例
- 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会規則
- 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会規則
- 茅ヶ崎市市政情報の公表と提供の推進に関する要綱
- 茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱

### 4 取組の状況

- ◆ 政策会議の会議結果の概要、当初予算の編成過程の公表を開始（平成23年度から）
- ◆ 工事等の入札に関わる設計の内訳書の情報提供による提供を開始（平成23年度から）
- ◆ 会議の非公開事由に係る規定及び議事録を作成するための基準等を整備（平成29年度\*茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱）

<工事等の入札に関わる設計の内訳書の情報提供> (単位： 件)

種 別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
道路位置指定図の写しの交付	1, 8 9 1	1, 9 9 1	2, 2 4 5
建築計画概要書の写しの交付	2, 0 6 0	2, 2 6 8	2, 2 7 6
都市計画概要図の写しの交付	2, 6 0 1	2, 6 7 8	2, 7 9 3
公共下水道台帳の写しの交付	8, 0 8 2	7, 8 2 7	8, 9 0 6
工事設計書	3 3 8	2 6 6	2 7 8

(出典：茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書)

<附属機関等の会議の公開状況> (単位： 件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催回数	5 8 3	5 7 8	5 9 3
公開	1 7 0	1 5 8	1 7 8
非公開（一部公開含む）	4 1 3	4 2 0	4 1 5

\*毎年度翌年12月に集計しているため、平成30年度までの状況です。

(出典：附属機関等の運営状況調査)

#### ○「市政情報公表一覧表」



掲載計画数
1 1 8

(令和3年1月現在)

\*市の長期計画その他市の重要な基本計画、指針等を取りまとめ、3ヶ月に一度更新しています。

第15条  
情報の管理等

(情報の管理等)

第15条 市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理を適正に行わなければならない。

2 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておかなければならない。

1 取組の方向性

市が保有する情報の適正な収集、利用、提供及び管理などについて、関連諸制度に基づく適正な運用に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.25 行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理《文書法務課・文化生涯学習課》

茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、行政文書を適正に管理し、及び特定歴史公文書等を適切に保存します。

No.26 個人情報保護制度の適正な運用《行政総務課》

茅ヶ崎市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止を図る等、個人情報を適切に管理します。

No.27 情報セキュリティ対策の充実《情報推進課》

茅ヶ崎市情報セキュリティ基本方針及び茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティ対策の充実に努めます。

3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市公文書等管理条例
- 茅ヶ崎市情報公開条例
- 茅ヶ崎市情報公開条例施行規則等
- 茅ヶ崎市個人情報保護条例
- 茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則等
- 茅ヶ崎市電子計算機運営管理規程
- 茅ヶ崎市情報セキュリティ基本方針
- 茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱

#### 4 取組の状況

- ◆ 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会への情報漏えい等の事実の報告を義務化  
(平成26年度から\*茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱第50条)
- ◆ 茅ヶ崎市公文書等管理条例の制定(令和2年3月公布、令和3年4月施行)

<個人情報保護制度の運用状況>

(単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開示	30	43	30
一部公開	11	15	9
非開示	4	1	3
その他	—	—	1
合計	45	59	43

(出典：茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書)

<文書の保存状況>



第16条  
市民参加

(市民参加)

第16条 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加(市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。)のための多様な方法を整備しなければならない。

2 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならない。

4 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

### 1 取組の方向性

より多くの市民が市民参加の機会に参加できるようにするため、地域の活動主体のみならず幅広い市民に向けた情報発信・周知啓発に努めます。

市民が参加の成果を実感でき、さらに参加したいという意識を持つとすることができるよう、市民参加の結果と反映状況の情報発信に努めます。

### 2 条文に規定された事項を推進するための取組

#### No.28 市民参加手続の適正な運用<<市民自治推進課>>

茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、「職員のための市民参加手続ガイド」や職員研修等を通じて、職員一人一人の意識向上と、意見の扱い方、提案者への返答などを含めた、市民参加手続の統一的な運用に努めます。

#### No.29 市民参加の推進・啓発<<市民自治推進課>>

茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、市民参加に関する情報の発信にあたっては、受け手のニーズに合わせて多様な媒体を用いることを検討し市民参加の機会の周知を図ります。

また、インターネット、ソーシャルメディアを用いた市民参加の機会の充実に取り組みます。

### 3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市市民参加条例
- 茅ヶ崎市市民参加条例施行規則等
- 茅ヶ崎市市民参加事務取扱要綱
- 茅ヶ崎市市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱



#### 4 取組の状況

- ◆ 茅ヶ崎市市民参加条例を制定し、市民参加に関する必要な事項を整備（平成26年度施行）
- ◆ 市民参加手続の運用の統一を図るため、「職員のための市民参加手続ガイド」を作成（平成30年3月）

<市民参加の実施状況>

(単位：件)

種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
意見交換会、公開討論会、シンポジウム、説明会等	33	35	30
アンケート	28	36	38
ヒアリング	2	3	5
パブリックコメント手続	19	11	15
政策提案手続	1	1	4
審議会等の委員への市民の選任	14	20	12
その他	10	7	9

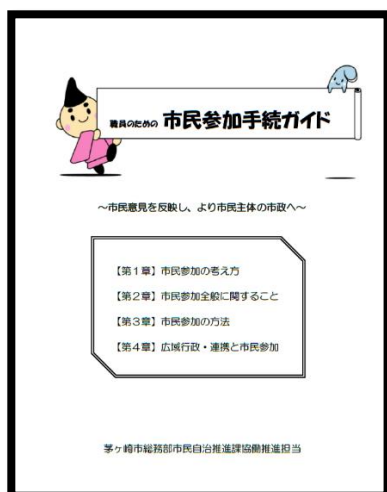
(出典：市民参加条例の施行状況等調査)

<個別計画の進行管理及び附属機関等の運営に関する課題と対応> (一部抜粋)

課題	対応
同一の委員を長く委任している附属機関等が多数見受けられた【該当数：39】	より多くの方の意見を反映させるため、任期が2年の場合は3期まで、任期が3年の場合は2期までとなるよう努めてください。
女性委員の割合が40%に満たない審議会が見受けられた。【該当数：52】	「ちがさき男女共同参画推進プラン」では、政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やすため、審議会等における女性委員の割合を40%にすることを目標としています。委員の改選の際には、積極的に女性の適任者の任用を検討してください。逆に女性の割合が高い審議会等もありますが、特段の理由がある場合を除き、性別に偏りがないよう留意してください。

(出典：令和2年度個別計画の進行管理及び附属機関等の運営状況調査)

#### ○「職員のための市民参加手続ガイド」



第17条  
政策法務等

(政策法務等)

- 第17条 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を適切に制定し、又は改廃しなければならない。
- 2 市長は、基本的な制度を定める条例、義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。
- 3 市は、この条例の趣旨にのっとり、条例等を体系的に整備しなければならない。

1 取組の方向性

地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則等を適時、適切に制定、改廃します。  
また、職員の政策法務能力向上に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.30 政策法務の推進<<文書法務課>>

職員の政策法務能力の向上を図るため、研修を実施します。

No.31 条例(案)、規則(案)等の審査<<文書法務課>>

条例、規則等の制定改廃に当たり、その内容が、法令等との関係において適当か、適切に表現されているか、自治基本条例の趣旨に照らして問題はないかなどを審査します。

3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱

4 取組の状況

- ◆ 平成22年8月1日前に施行された条例等を対象に点検・見直しを実施(平成28年度)
- ◆ 「自治基本条例の趣旨にのっとりた条例等の体系的整備」の考え方を整理(平成30年度)

第18条  
総合計画等

(総合計画等)

- 第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。
- 2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
- 3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
- 4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。
- 5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。
- 6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

1 取組の方向性

総合計画の推進に当たっては、その着実な推進に向けた方策の方向性と具体的な手段を定めた「実施計画」を策定し、将来都市像の実現に向けた取組を推進します。

一方で、総合計画の在り方についても議論を進めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.32 総合計画の進行管理<<企画経営課>>

令和3年度を始期とする総合計画に掲げる将来の都市像及び政策目標の実現に向けて進行管理を行います。

No.33 総合計画の在り方に関する議論<<企画経営課>> ★新規★

平成23年の地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正により、基本構想の策定義務が廃止されていることや、市民意識を踏まえ、本市にとってふさわしい総合計画の在り方について議論していきます。

3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市附属機関設置条例
- 茅ヶ崎市総合計画審議会規則

4 取組の状況

- ◆ 令和3年度を始期とする総合計画策定過程において様々な市民参加を実施
  - 平成29年度 市民討議会(無作為抽出市民40人)
  - 平成30年度 市民ワークショップ(公募市民32人)、市民討議会(無作為抽出市民30人)、意見交換会(市民活動団体に所属する市民21人)
  - 令和元年度 懇談会(9回、141人)

(参考:茅ヶ崎市総合計画)

第19条  
財政運営等

(財政運営等)

第19条 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を上げるよう行政を運営するとともに、財政状況について、分かりやすく公表するよう努めなければならない。

2 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、計画的に財政を運営しなければならない。

3 市長は、財政の見通しを策定し、当該見通し及び次条第1項の評価の結果を踏まえて予算を編成しなければならない。

1 取組の方向性

予算編成の基礎となる財政見通しを的確に策定し、財政を計画的に運営し、財政状況の分かりやすい公表に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.34 的確な財政見通しに基づく財政の運営及び公表<財政課>

総合計画事業の採択や予算編成の基礎となる財政見通しを的確に策定するとともに、策定した財政見通しを踏まえ、市民の求める事業に対して適切に財源を配分します。

また、茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例等に基づき、財政状況のわかりやすい公表に努めます。

3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例
- 茅ヶ崎市財務規則
- 茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例
- 茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例
- 予算編成方針（毎年度策定）

4 取組の状況

◆ 「借金時計」の公表

前年度末から今年度末までの市債残高（市の借金の残高）の増減見込額を、市民の皆さんにより実感を持って理解していただけるよう時間の経過にあわせて「借金時計」として市ホームページに公表しています。

◆ 財政状況の公表

地方自治法、茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例に基づき、一般会計をはじめ各会計の予算の執行状況及び市債の状況について、年度の上半期分は11月に、下半期分は翌年度5月に市ホームページに公表しています。

◆ 予算編成方針の公表

単年度の財政の見通しや予算編成の際の基本的な考え方を示す予算編成方針を策定し、市ホームページに公表しています。

第20条  
行政評価

(行政評価)

第20条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、政策について評価を実施しなければならない。

2 市長等は、前項の評価の結果を政策に反映させるものとする。

3 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならない。

4 市長は、第1項の評価の結果を公表しなければならない。

1 取組の方向性

市長等が実施する政策の進捗状況を確認するための評価を実施し、評価結果を予算編成等へ活用します。

また、評価結果の分かりやすい公表に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.35 外部視点を取り入れた評価方法の検討<<企画経営課>>

茅ヶ崎市総合計画（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）の評価をモデルとして、行政評価への外部視点の導入手法を検討します。

No.36 行政評価制度の適正な運用<<企画経営課>>

茅ヶ崎市総合計画に掲げる将来の都市像及び政策目標の実現に向けて、行政評価制度を適正に運用し、評価の結果を政策等に反映します。

3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市附属機関設置条例

4 取組の状況

- ◆ 行政評価と予算編成を連動させたPDCAマネジメントサイクルによる進行管理の仕組みを整備（平成23年度から）
- ◆ 茅ヶ崎市総合計画審議会による外部評価の実施（平成30年度）

第21条  
行政手続

(行政手続)

第21条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分等に関する手続を適正に行わなければならない。

1 取組の方向性

処分等に関する手続を適正に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.37 行政手続制度の適正な運用<<文書法務課>>

申請に対する処分に係る審査基準、不利益処分に係る処分基準、行政指導指針等を適切に定めます。

3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市市民参加条例
- 茅ヶ崎市市民参加条例施行規則
- 茅ヶ崎市行政手続条例
- 茅ヶ崎市行政手続条例施行規則
- 茅ヶ崎市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等
- 茅ヶ崎市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する書面の様式を定める規程

4 取組の状況

- ◆ 審査基準、処分基準、行政指導指針の策定等を行う際のパブリックコメント手続を規定（平成26年度から＊茅ヶ崎市市民参加条例第10条）
- ◆ 市ホームページで審査基準、標準処理期間、処分基準の公表を開始（平成31年3月から）

第22条  
苦情等への対応

(苦情等への対応)

第22条 市長等は、行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて、業務の改善その他の適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の苦情等の内容を取りまとめ、公表しなければならない。

1 取組の方向性

行政運営への苦情等を市の業務をより良いものに改善する契機と捉え、速やかな状況把握と業務改善などの適切な措置を講ずることで市民との信頼関係の形成に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.38 陳情・要望・苦情等への対応<<市民相談課>>

市に寄せられる苦情等の状況を速やかに確認し、必要に応じて、政策に反映し又は業務を改善するとともに、市に寄せられた苦情等の内容や苦情等に対する市の対応を取りまとめて公表します。

3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市自治基本条例

4 取組の状況

- ◆ 市に寄せられた苦情等の内容や市の対応を公表する仕組みを整備（平成23年度から）

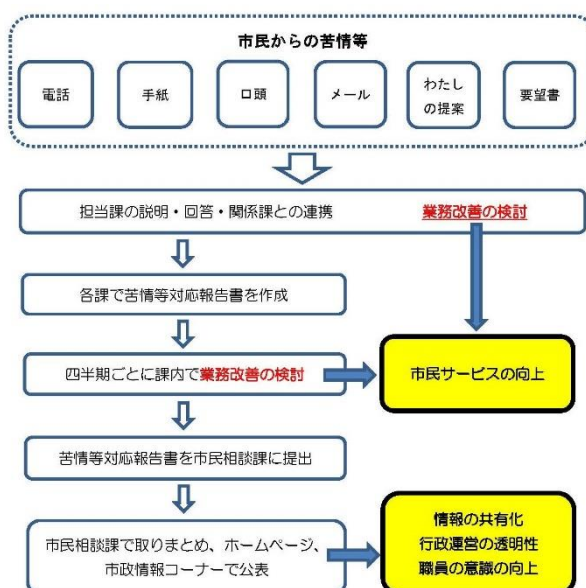
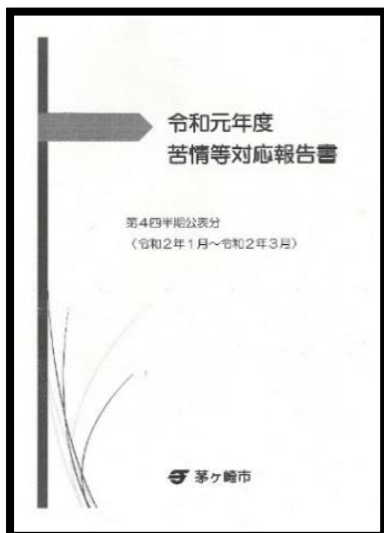
<苦情等対応の運用状況>再掲

(単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
苦情等の件数	1,529	3,026	2,204
苦情等による業務改善件数	43	21	11
職員に対する苦情等	98	64	37

(出典：苦情等対応報告書)

○「苦情等対応報告書」



第23条  
監査

(監査)

第23条 監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査するものとする。

2 監査委員は、監査の結果を分かりやすく公表するよう努めなければならない。

1 取組の方向性

監査の充実と監査結果の分かりやすく速やかな公表により、公正で効率的な行政運営を確保します。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.39 適切な監査の実施と分かりやすく速やかな結果の公表<<監査事務局>>

定期監査、例月出納検査及び決算審査等の定期的に行うことが定められている監査のほか、財政援助団体等監査や行政監査等必要な監査を適切に実施します。また、適切な監査を実施するため、研修等を通じ、事務局職員の監査能力の向上を図ります。

監査の結果を、できる限り平易な文章で記載するなど、市ホームページ等で分かりやすく速やかに公表するとともに、毎年度監査結果のまとめとして監査年報を作成し公表します。

3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市監査委員条例
- 茅ヶ崎市監査事務局規程
- 茅ヶ崎市監査委員監査基準

4 取組の状況

<定期監査の実施状況>

種 別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定期監査	38課	32課	38課
定期監査(学校)	16校	16校	16校

<その他令和元年度に実施した監査>

種 類	対 象
財政援助団体等監査	財政援助団体 公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター
例月出納検査	現金出納状況
決算審査	一般会計、特別会計、公共下水道事業会計、病院事業会計
健全化判断比率等審査	健全化判断比率、資金不足比率



第24条  
職員通報

(職員通報)

第24条 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとする。

2 市は、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることがないよう適切な措置を講じなければならない。

1 取組の方向性

市政運営の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう違法又は不当な行為の発生と被害の防止を図るため、市の内部の自浄作用のための制度の運用に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.40 職員通報制度の適正な運用<<行政総務課>>

職員からの通報の受付、調査及び関係機関等への報告等を適正に行います。

3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市職員通報制度に関する要綱

4 取組の状況

- ◆ 職員通報の受付開始（平成23年度から）
- ◆ 職員通報外部通報窓口の設置（平成26年度から）
- ◆ 職員通報事例集を掲載した「茅ヶ崎市職員通報制度の手引」を作成（平成30年3月）

<職員通報の運用状況>

(単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通報件数	0	1	2
調査中件数	1	1	2
外部窓口の相談件数	0	4	1

(参考：職員通報制度運用状況)

○茅ヶ崎市職員通報制度の手引き



## 第25条 コミュニティ

### (コミュニティ)

第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。

- 2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- 3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

### 1 取組の方向性

公益の増進に取り組むコミュニティが地域の自治の推進にとって重要な存在であることを認識し、その活動への支援や意見の反映に努めることで、コミュニティの活性化を図ります。

### 2 条文に規定された事項を推進するための取組

#### No.41 コミュニティの推進<市民自治推進課>

各種団体等の参画による地域課題等についての協議の場づくりやその活動を支援し、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進します。

#### No.42 コミュニティへの支援<市民自治推進課>

コミュニティ活動に必要な設備の整備等に係る費用の一部を支援します。

#### No.43 自治会活動の支援<市民自治推進課>

自治会活動が円滑に行われるように補助します。

\*次の取組についても第25条(コミュニティ)を推進するための取組です。

#### No. 48 市民活動等災害補償制度の運用<市民自治推進課>(第27条市民活動の推進に掲載)

市民が自主的な活動を行っているときに発生した損害賠償事故及び傷害事故の補償を行います。

### 3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市総務部市民自治推進課所管に係る補助金交付要綱
- 茅ヶ崎市市民活動等災害補償制度要綱
- 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例
- 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則
- 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則
- 茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則

### 4 取組の状況

- ◆ 「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」を制定(平成28年度)
- ◆ 市民活動推進補助制度や協働推進事業の運用

第26条  
協働

(協働)

第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

1 取組の方向性

多様な市民ニーズへの対応や複雑化する地域課題を解決するため、市民と市、又は市民が相互にそれぞれの特性を生かして連携、協力するよう努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.44 多様な主体との協働事業の推進<<市民自治推進課・行政改革推進室>>

市民活動団体等と行政とがパートナーシップに基づき、互いの特性及び役割を理解しながら、協働して事業を実施するための環境整備を行います。

\*次の取組についても第26条（協働）を推進するための取組です。

No. 48 市民活動等災害補償制度の運用<<市民自治推進課>>（第27条市民活動の推進に掲載）

市民が自主的な活動を行っているときに発生した損害賠償事故及び傷害事故の補償を行います。

3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市市民活動推進条例
- 茅ヶ崎市市民活動推進条例施行規則
- 茅ヶ崎市附属機関設置条例
- 茅ヶ崎市市民活動推進委員会規則
- 協働のガイドライン～みんなで支え合う地域社会を目指して～\*今後見直しを予定しています。
- 公民連携推進のための基本的な考え方
- 茅ヶ崎市市民活動等災害補償制度要綱
- 協働推進事業実施要綱

4 取組の状況

◆ 「協働のガイドライン～みんなで支え合う地域社会を目指して～」を作成（平成23年3月）

<非営利団体等との連携及び協働による事業>

\*協働の種別等については今後見直す可能性があります。（単位：件）

種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業協力	159	155	172
協働推進事業	12	7	2
委託（協働委託）	50	52	53
共催	67	62	71
実行委員会	24	23	16
指定管理者	23	22	22
合計	335	321	336

第27条  
市民活動の推進

(市民活動の推進)

第27条 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。

1 取組の方向性

市民活動を推進するための環境を整備し、公益の増進に取り組む市民の活動の活性化を図ります。

2 条文中に規定された事項を推進するための取組

No.45 市民活動団体の支援<<市民自治推進課>>

市民活動団体の自主的、公益的活動に対する財政的な支援を行います。

No.46 市民活動サポートセンターの管理運営<<市民自治推進課>>

市民活動団体の活動の拠点として、また支援のための施設としての市民活動サポートセンターの管理運営を行います。

No.47 市民活動推進補助事業の審査及び評価<<市民自治推進課>>

附属機関である市民活動推進委員会において、市民活動の推進に関する施策の検討を行うとともに、市長からの諮問に基づいて、市民活動推進補助事業に係る事業の審査を行います。

No.48 市民活動等災害補償制度の運用<<市民自治推進課>>

市民が自主的な活動を行っているときに発生した損害賠償事故及び傷害事故の補償を行います。

3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市市民活動推進条例
- 茅ヶ崎市市民活動推進条例施行規則
- 茅ヶ崎市附属機関設置条例
- 茅ヶ崎市市民活動推進委員会規則
- 茅ヶ崎市市民活動推進基金条例
- 茅ヶ崎市市民活動等災害補償制度要綱
- 茅ヶ崎市市民活動推進補助金交付要綱

4 取組の状況

- ◆ 市広報紙の「市民の活動だより」を活用した、市民活動団体の行う公益的な活動の紹介
- ◆ 市民活動サポートセンターへの委託事業として「こどもたいけん☆ワイワイまつり」を開催し団体同士の交流の場の提供

<ちがさき市民活動団体ガイドブック掲載団体数> (単位： 件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
掲載件数	370	333	338

## 第28条 住民投票

第28条 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに、住民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければならない。

3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

### 1 取組の方向性

住民投票が必要な事案が発生した場合には、それぞれの事案に応じて別に条例を定め説明責任、情報共有など自治基本条例の趣旨にのっとり適正に運用します。

### 2 条文に規定された事項を推進するための取組

#### No.49 住民投票制度の調査・研究<<行政総務課>>

全国の住民投票の実施状況や住民投票条例の制定状況等の調査・研究を行います。

### 3 自治を推進するための条例等

○ 地方自治法

### 4 取組の状況

#### ◆ 住民投票制度のあり方の検討（平成30年度 一時中断）

<住民投票制度に関する取組の経過（概要）>

平成23年度 「住民投票制度の調査・研究」を作成、市民アンケート、市民との意見交換会を実施

平成25年度 市民討議会を実施  
「住民投票制度に関する基本的な考え方」を策定、意見交換会を実施

平成26年度 「住民投票制度検討委員会」を設置  
「住民投票制度に関する基本的な考え方」に関する陳情  
「常設型住民投票条例に反対する市民の会」結成大会開催

平成27年度 「住民投票制度検討委員会」から答申の提出

平成28年度 全国の住民投票条例の制定状況及び住民投票の実施状況の調査・研究  
自治基本条例における有識者意見

平成29年度 全国の住民投票条例の制定状況及び住民投票の実施状況の調査・研究  
住民投票制度のあり方の検討

平成30年度 「住民投票制度に関する市の考え方」を作成  
本市における住民投票制度に関する調査・研究については、この「住民投票制度」に関する市の考え方をもって、一時中断

令和2年度 一時中断時の住民投票への対応について考え方を整理  
(住民投票への対応は、それぞれの事案に応じて別に条例を定めて対応することを想定)

第29条  
国等の連携協力

第29条 市は、共通する課題を解決し、又は市民により良い公共サービスを提供するため、国及び他の地方公共団体と連携し、又は協力するよう努めなければならない。

2 市は、地域の課題の解決に国際社会の取組が密接な関係を有していることに鑑み、必要に応じて、国際社会との連携又は協力を推進するよう努めるものとする。

1 取組の方向性

本市と国や他の地方公共団体との連携を図り、課題解決に向けて相互に協力して取り組むよう努めます。

2 条文中に規定された事項を推進するための取組

No.50 国・県の施策・制度予算に関する要望《広域事業政策課》

本市の施策の推進と当面の課題解決を図るため、国・県の施策や予算等に関する要望活動を行っていきます。

No.51 湘南広域都市行政協議会との連携《広域事業政策課》

藤沢市・寒川町及び茅ヶ崎市における共通の課題を解決し、住民サービスの向上、地域の活性化並びに行政の合理化、効率化を図るために、共同して調査研究を行い、広域連携施策を推進します。

No.52 県及び湘南地域との連携《広域事業政策課》

県と湘南地域の連携を深め、諸課題の効果的な解決を図るため、県知事と湘南地域の市町長の懇談会において意見を交換します。

No.53 寒川町との連携《広域事業政策課》

住民サービスの向上や事務の効率化、さらには相互の組織強化を目指し、住民の通勤や通学、経済活動、住民活動等が同一の圏域としてまとまり結びつきが強い寒川町と、茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書に基づき、各種の連携事業を実施するとともに、新たな広域連携施策の調査研究を行います。

No.54 平塚市との連携《広域事業政策課》

相模川と湘南海岸の恵まれた自然環境を共有する平塚市と茅ヶ崎市の広域連携を推進することにより、両市の活発な交流と市民サービスの向上を図ることを目的として各連携事業に取り組みます。

3 自治を推進するための条例等

- 協議会等の規約・協定
- 地方自治法に基づく事務委託に係る規約
- 茅ヶ崎市と寒川町との広域的事務処理に関する協定書（平成元年12月6日施行）など
- 湘南広域都市行政協議会規約
- 茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議設置要綱
- 平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会規約
- 全国施行時特例市市長会規約

#### 4 取組の状況

- ◆ 第29条（国等との連携協力）に規定された事項と国際交流との関係について考え方を整理（平成29年度）
- ◆ 国・県の施策や予算等に関する要望活動
- ◆ パスポートセンターの運営（藤沢市、寒川町）
- ◆ 合同防災訓練の実施（平塚市、寒川町）
- ◆ 図書館の相互利用（藤沢市、平塚市、寒川町）
- ◆ スポーツ施設の相互利用（藤沢市、寒川町）
- ◆ 市町村等相互応援協定（一部抜粋）

県内	災害時相互応援協定書	藤沢市、寒川町
	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	神奈川県 県内33市町村
	神奈川県下消防相互応援協定	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町
	神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書	上記と同様
県外	災害時相互応援に関する協定書	ひたちなか市、市川市、富士市
	施行時特例市災害時相互応援に関する協定書	つくば市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市、平塚市、厚木市、大和市、松本市、沼津市、富士市、春日井市、四日市市、岸和田市、茨木市、加古川市、宝塚市
	佐久市・茅ヶ崎市災害時における相互応援に関する協定	佐久市
	災害時相互応援に関する協定	岡崎市、佐久市、関ヶ原町
	災害時における相互応援協定書	南三陸町

#### ○湘南広域都市行政協議会ロゴ

\*2010年（平成22年）4月に藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町が、地方自治法に基づき設置した連絡調整協議会



第30条  
条例の検証等

第30条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。

- 2 市は、前項の規定による検証をするときは、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容及びに基づき講じようとする措置(措置を講じようとしなときは、その旨。以下同じ。)を公表し、市民の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による検証の内容、当該検証の内容及びに基づき講じようとする措置(前項の規定により聴いた意見により講じようとする措置を修正したときは、当該修正した措置)及び前項の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならない。
- 5 市は、第1項の規定による検証の内容及びに基づき講じざる措置(措置を講じないときは、その旨)及び第3項の規定により聴いた意見を公表しなければならない。

#### 1 取組の方向性

毎年度の取組状況の把握、4年ごとの検証をPDCAサイクルに従って運用することにより条例の定着と推進を図ります。

#### 2 条文に規定された事項を推進するための取組

##### No.55 自治基本条例の推進<<行政総務課>>

自治を推進するための取組の進行を管理するとともに、第30条の規定にのっとり、この条例の検証を行います。

#### 3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市自治基本条例推進会議設置要綱
- 茅ヶ崎市市民参加条例
- 茅ヶ崎市市民参加条例施行規則
- 茅ヶ崎市庁議規程

#### 4 取組の状況

- ◆ 条例第30条に基づき、4年を超えない期間ごとに条例の施行状況及び条例の規定が自治の推進に適合したものであるかを検証
  - 平成22年度 条例の施行及び「茅ヶ崎市自治基本条例施行に伴うアクション・プラン（平成22年度～平成24年度）」策定
  - 平成24年度 検証及び「茅ヶ崎市自治基本条例推進のためのアクション・プラン（平成25年度～平成28年度）」策定
  - 平成28年度 検証及び「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）」策定
  - 令和2年度 検証及び「茅ヶ崎市自治基本条例 推進方針」作成



○「茅ヶ崎市自治基本条例施行に伴うアクション・プラン」



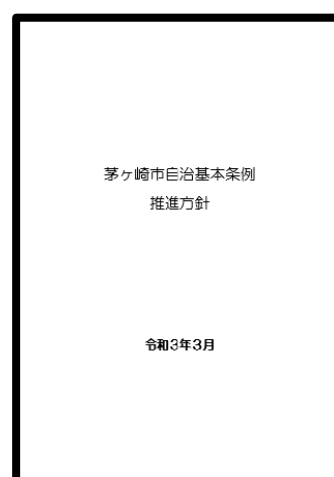
○「茅ヶ崎市自治基本条例推進のためのアクション・プラン」



○「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン」



○「茅ヶ崎市自治基本条例推進方針」

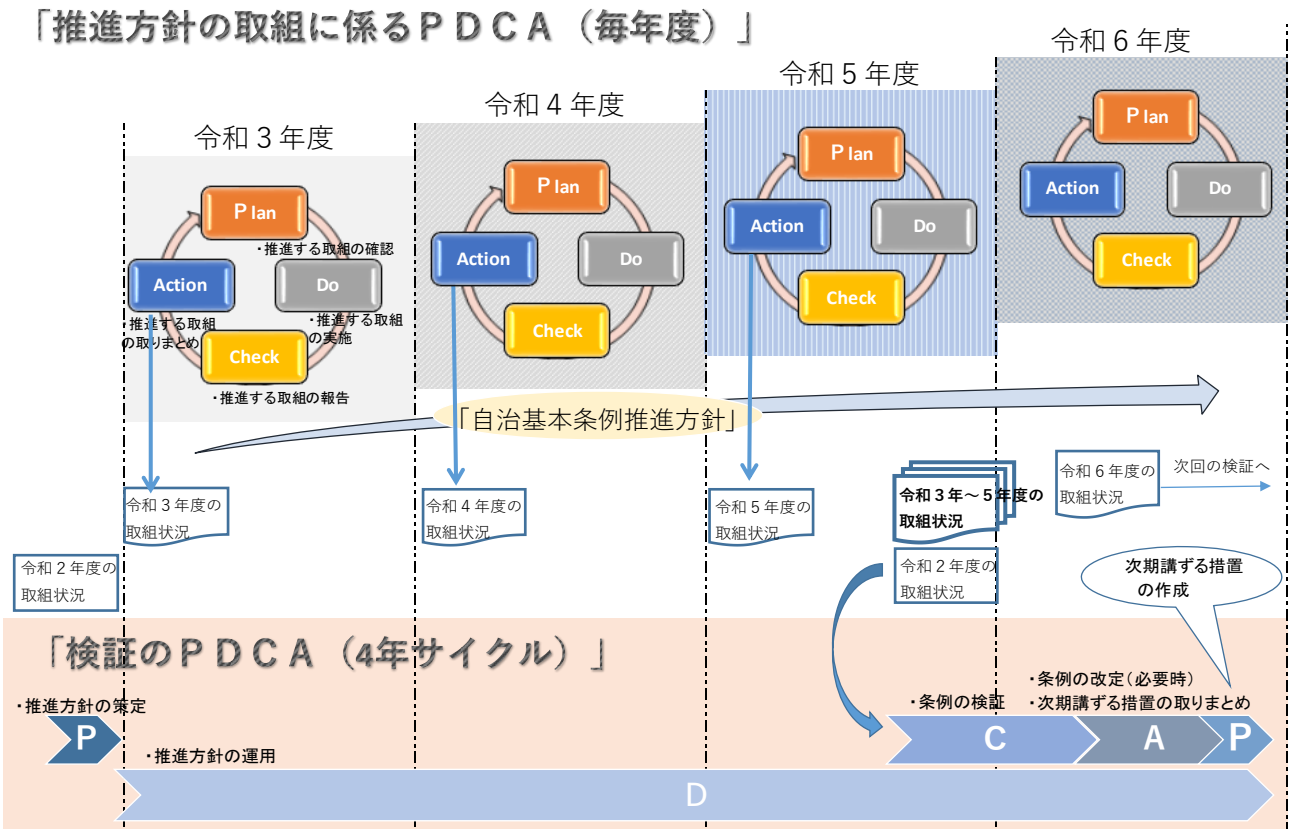


## 第6章 次回の検証

### 1 次回検証の考え方

条例第30条では、4年を超えない期間ごとに条例の検証を実施することを規定しています。次回検証では、「推進方針」を通してこの条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他必要な措置を講じます。

また、条例が形骸化しないよう社会情勢や市政運営、市民意識に対応し、PDCAサイクルに従って検証を実施することで、地方自治の本旨にのっとった茅ヶ崎市における自治の推進を目指します。



### 2 検証の進め方

年度ごとに取りまとめた取組状況、市民アンケート、取組に対する市民意見、学識経験者の意見を踏まえ、「条例の施行状況」及び「条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合しているか」を検証します。

#### (1) 条例の施行状況について（毎年度）

6つのキーワードを踏まえた条例の趣旨にのっとり各課かいの取組状況及び「推進方針」に掲げた取組の取組状況を確認します。

##### ア 自治の推進に係る各課かいの取組状況の確認（対象：全課かい）

全課かいを対象に条例に関わる取組状況の調査を実施し、6つのキーワード及び「推進方針」に示した「取組の方向性」を踏まえて、各課かいで自治基本条例を意識した具体的な事例等を職員同士で情報共有する機会を設けるとともに、毎年度振り返りを行うことで、次年度の取組につなげます。

##### イ 「推進方針」の「条文に規定された事項を推進するための取組」の取組状況の確認（対象：取組の担当課）

「条文に規定された事項を推進するための取組」の年度ごとの取組状況を確認します。

##### ウ 「推進方針」の「取組の状況」の更新

「条文ごとの取組シート」の「4 取組の状況」に掲載された取組について年度ごとの取組の状況を更新し、取組の見える化を図ります。

#### (2) この条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて（4年ごと）

社会情勢や市民意見、学識経験者意見を踏まえて、条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて検証します。

### 3 検討体制

茅ヶ崎市では、条例の推進を目的として茅ヶ崎市自治基本条例推進会議設置要綱（平成22年6月1日施行）に基づき茅ヶ崎市自治基本条例推進会議（全ての部局長で構成する庁内組織）及び主管課長会議（この条例に規定する制度等又は新たに規定すべき事項を担当する課の長等で構成する庁内組織）を設置しています。

毎年度「推進方針」の取組状況を確認するとともに、条例第30条に基づき、検証の妥当性、市民意見や市民アンケート等による条例に対する市民の考え方、学識経験者の意見、社会状況や市民意識の変化を踏まえ、検証の総括を行い、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるか検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正や講じようとする措置の検討を行います。

### 4 パブリックコメント手続及び議会への報告

検証の内容に基づき講じようとする措置（措置を講じようとしなないときは、その旨）についてパブリックコメント手続を実施するとともに、その結果を議会に報告します。

# 資料編

アクション・プラン一覧※スケジュールを明らかにした取組

自治基本条例の 関係規定	アクション・プランに 掲げられた 取組名	担当課	取組年度		
			22～ 24	25～ 28	29～ 32
第8条・9条関係 議会の責務 議員の責務	1 議員同士による討議の充実に向けた議会の運営方法等の検討	議会事務局		○	
	2 委員会のインターネット中継に係る検討	議会事務局		○	
	3 意見交換会の開催	議会事務局		○	
第14条 情報共有	4 情報の公表及び提供のあり方についての検討及び要綱の見直し	行政総務課	○		
	5 審議会等の会議の非公開事由に係る規程の整備	行政総務課		○	
	6 議事録を作成するための基準の整備	企画経営課 行政総務課 市民自治推進課		○	
第15条 情報の管理等	7 (仮称) 公文書管理条例の制定	文書法務課 文化生涯学習課		○	○
	8 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会への情報漏えい等の事実の報告	行政総務課		○	
第16条 市民参加	9 市民参加条例の制定	市民自治推進課	○	○	
	10 パブリックコメント手続の運用の適正化	市民自治推進課			○
	11 市民参加における審議会の位置付けの検討	市民自治推進課			○
第17条 政策法務等	12 条例等の体系的な整備	文書法務課 行政総務課	○	○	○
	13 条例等の点検・見直し	文書法務課		○	
	14 要綱のホームページでの公表	文書法務課		○	
第18条 総合計画等	15 行政評価を活用した総合計画の進行管理	企画経営課	○		
	16 総合計画の進行管理	企画経営課		○	
第19条 財政運営等	17 財政見通しの作成及び業務棚卸評価を活用した予算編成	財政課	○		
	18 発生主義会計を取り入れた財務4表の公表 財務4表の活用の検討	財政課 企画経営課			○

自治基本条例の 関係規定	アクション・プランに揚げられた 取組名	担当課	取組年度			
			22~ 24	25~ 28	29~ 32	
第20条 行政評価	19	行政評価を活用した総合計画の 進行管理	企画経営課	○		
	20	行政評価制度の適切な運用	企画経営課		○	
	21	評価結果の予算への反映方法の改善	企画経営課			○
	22	外部視点を取り入れた評価方法の検 討、適切な目標設定	企画経営課			○
第21条 行政手続	23	審査基準等の意見公募手続の実施	文書法務課	○		
	24	意見公募手続の条例化	文書法務課		○	
	25	審査基準、処分基準及び標準処理期間 の市ホームページでの公表	文書法務課			○
第22条 苦情等への対応	26	苦情処理要領の作成及び苦情等の内容 の公表	市民相談課	○		
第23条 監査	27	監査の充実及び監査結果の分かりやす い公表	監査事務局	○		
第24条 職員通報	28	職員通報制度の構築	行政総務課	○		
	29	外部通報窓口の設置の検討	行政総務課		○	
	30	通報事例集の作成	行政総務課			○
第25条 コミュニティ	31	コミュニティに関する規定の見直しの 検討	行政総務課 市民自治推進課			○
第26条 協働	32	多様な主体との協働を進める ガイドラインの作成	市民自治推進課	○		
第28条 住民投票	33	住民投票制度の調査・研究 住民投票条例の方向性の整理	行政総務課	○	○	
	34	住民投票制度のあり方の検討	行政総務課			○
第29条 国等との 連携協力	35	国際交流に関する考え方の整理	行政総務課 秘書広報課 男女共同参画課			○
第30条 条例の検証等	36	アクション・プランの作成及び 進行管理	行政総務課	○		
	37	次回の自治基本条例の検証に向けた 検討	行政総務課		○	
その他	38	自治基本条例の周知及び研修	行政総務課	○		
新規規程	39	危機管理に関する施策	防災対策課		○	○

アクション・プラン（平成22年度から24年度まで）※スケジュールを明らかにした取組

自治基本条例の 関係規定		アクション・プランに揚げられた事務事業名	担当課	達成状況 完了○ 未完了×
1	第14条 情報共有	情報の公表及び提供のあり方についての検討及び要綱の見直し	行政総務課	○
2	第16条 市民参加	市民参加条例の制定	市民自治推進課	×
3	第17条 政策法務等	条例等の体系的な整備	文書法務課 行政総務課	×
4	第18条 総合計画等	行政評価を活用した総合計画の進行管理	企画経営課	○
5	第19条 財政運営等	財政見通しの作成及び業務棚卸評価を活用した予算編成	財政課	○
6	第20条 行政評価	行政評価を活用した総合計画の進行管理	企画経営課	○
7	第21条 行政手続	審査基準等の意見公募手続の実施	文書法務課	×
8	第22条 苦情等への対応	苦情処理要領の作成及び苦情等の内容の公表	市民相談課	○
9	第23条 監査	監査の充実及び監査結果の分かりやすい公表	監査事務局	○
10	第24条 職員通報	職員通報制度の構築	行政総務課	○
11	第26条 協働	多様な主体との協働を進めるガイドラインの作成	市民自治推進課	○
12	第28条 住民投票	住民投票制度の調査・研究 住民投票条例の方向性の整理	行政総務課	○
13	第30条 条例の検証等	アクション・プランの作成及び進行管理	行政総務課	○
14	その他	自治基本条例の周知及び研修	行政総務課	○

アクション・プラン（平成25年度から28年度まで）※スケジュールを明らかにした取組

自治基本条例の 関係規定		アクション・プランに揚げられた事務事業名	担当課	達成状況 完了○ 未完了×
1	第8条・9条関係 議会の責務 議員の責務	議員同士による討議の充実に向けた議会の運営方法等の検討	議会事務局	○
2		委員会のインターネット中継に係る検討	議会事務局	○
3		意見交換会の開催	議会事務局	○
4	第14条 情報共有	審議会等の会議の非公開事由に係る規程の整備	行政総務課	○
5		議事録を作成するための基準の整備	企画経営課 行政総務課 市民自治推進課	○
6	第15条 情報の管理等	(仮称)公文書管理条例の制定	文書法務課 文化生涯学習課	×
7		茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会への 情報漏えい等の事実の報告	行政総務課	○
8	第16条 市民参加	市民参加条例の制定	市民自治推進課	○
9	第17条 政策法務等	条例等の体系的な整備	文書法務課 行政総務課	×
10		条例等の点検・見直し	文書法務課	○
11		要綱のホームページでの公表	文書法務課	○
12	第18条 総合計画等	総合計画の進行管理	企画経営課	○
13	第20条 行政評価	行政評価制度の適切な運用	企画経営課	○
14	第21条 行政手続	意見公募手続の条例化	文書法務課	○
15	第24条 職員通報	外部通報窓口の設置の検討	行政総務課	○
16	第28条 住民投票	住民投票制度の調査・研究 住民投票条例の方向性の整理	行政総務課	○
17	第30条 条例の検証等	次回の自治基本条例の検証に向けた検討	行政総務課	○
18	新規規程	危機管理に関する施策	防災対策課	×



アクション・プラン（平成29年度から令和2年度まで）※スケジュールを明らかにした取組

自治基本条例の 関係規定		アクション・プランに揚げられた事務事業名	担当課	達成状況 完了○ 未完了×
1	第15条 情報の管理等	(仮称) 公文書管理条例の制定	文書法務課 文化生涯学習課	○
2	第16条 市民参加	パブリックコメント手続の運用の適正化	市民自治推進課	○
3		市民参加における審議会の位置付けの検討	市民自治推進課	○
4	第17条 政策法務等	条例等の体系的な整備	文書法務課 行政総務課	○
5	第19条 財政運営等	発生主義会計を取り入れた財務4表の公表 財務4表の活用の検討	財政課 企画経営課	○
6	第20条 行政評価	評価結果の予算への反映方法の改善	企画経営課	○
7		外部視点を取り入れた評価方法の検討、適切な目標設定	企画経営課	○
8	第21条 行政手続	審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表	文書法務課	○
9	第24条 職員通報	通報事例集の作成	行政総務課	○
10	第25条 コミュニティ	コミュニティに関する規定の見直しの検討	行政総務課 市民自治推進課	○
11	第28条 住民投票	住民投票制度のあり方の検討	行政総務課	○
12	第29条 国等との連携協力	国際交流に関する考え方の整理	行政総務課 秘書広報課 男女共同参画課	○
13	新規規程	危機管理に関する施策	防災対策課	○

アクション・プラン（平成29年度から令和2年度まで）→

「茅ヶ崎市自治基本条例 推進方針」に掲げる取組一覧

自治基本条例の関係規定	アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）の取組 (網掛け部分はスケジュールを明らかにした取組)	担当課
第7条 事業者の責務	1 法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導等の実施	事業活動等に対する規制、誘導又は指導を実施する課
	2 地域社会との調和を図る事業者の取組への支援	全ての課
第8条 議会の責務	3 充実した討議の推進	議会議務局
	4 議会の権能の適切な行使の推進	議会議務局
第9条 議員の責務	5 市民参加の推進	議会議務局
	6 広報・広聴活動の推進	議会議務局
第10条 市長の責務	7 市や地域が開催する意見交換の場への参加	秘書広報課
	8 市長会その他都市関係会議等への参加	秘書広報課
	9 透明性のある市政運営及び政治倫理の向上	秘書広報課
	10 特定の政策課題についての調査研究及び調整	企画経営課
	11 職員の育成	職員課
	12 施策方針の公表	企画経営課
第11条 職員の責務	13 自治基本条例の職員への周知	行政総務課
	14 服務の宣誓	職員課
	15 職員の自己啓発への支援	職員課
	16 学習する風土づくりの推進	職員課
	17 部局横断的な検討組織の設置	全ての課
第13条 説明責任	18 情報公開制度の適正な運用	行政総務課
	19 パブリックコメント手続の実施	市民自治推進課
	市政情報の公表及び提供(第14条に掲載)	行政総務課
	行政手続制度の適正な運用(第21条に掲載)	文書法務課
	行政評価制度の適正な運用(第20条に掲載)	企画経営課
	苦情等への対応(第20条に掲載)	市民相談課
第14条 情報共有	20 市政情報の公表及び提供	行政総務課
	21 市政情報コーナーの充実	行政総務課
	22 広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載	秘書広報課
	23 附属機関等の会議の公開	行政総務課
	情報公開制度の適正な運用(第13条に掲載)	市民自治推進課
第15条 情報の管理等	24 (仮称)公文書管理条例の制定◆終了◆ 令和2年3月公文書管理条例を制定し、令和3年4月に施行します。	文書法務課 文化生涯学習課
	25 行政文書の適正な管理	文書法務課
	26 個人情報保護制度の適正な運用	行政総務課
	27 情報セキュリティ対策の充実	情報推進課
	情報公開制度の適正な運用(第13条に掲載)	行政総務課
第16条 市民参加	28 <b>パブリックコメント手続の運用の適正化</b> ■継続的取組へ■	市民自治推進課
	29 市民参加の推進・啓発	市民自治推進課
	市民参加における審議会の位置付けの検討 ◆終了◆	市民自治推進課
	30 平成29年度に審議会等の委員への市民の選任を市民参加の一形態とする考え方を確認し取組終了。考え方に基づいて市民参加を推進。	

自治基本条例の関係規定	「茅ヶ崎市自治基本条例 推進方針」の取組 (網掛け部分は新たな取組)	担当課
第7条 事業者の責務	1 法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導等の実施	事業活動等に対する規制、誘導又は指導を実施する課
	2 地域社会との調和を図る事業者の取組への支援	全ての課
第8条 議会の責務	3 充実した討議の推進	議会議務局
	4 議会の権能の適切な行使の推進	議会議務局
第9条 議員の責務	5 市民参加の推進	議会議務局
	6 広報・広聴活動の推進	議会議務局
第10条 市長の責務	7 地域の抱える課題や市民の意見及び要望の把握	秘書広報課
	8 市長会その他都市関係会議等への参加	秘書広報課
	9 透明性のある市政運営及び政治倫理の向上	秘書広報課
	10 特定の政策課題についての調査研究及び調整	企画経営課
	11 職員の育成	職員課
	12 施策方針の公表	企画経営課
第11条 職員の責務	13 自治基本条例の職員への周知	行政総務課
	14 服務の宣誓	職員課
	15 職員の自己啓発への支援	職員課
	16 学習する風土づくりの推進	職員課
	17 部局横断的な検討組織の設置	全ての課
第13条 説明責任	18 情報公開制度の適正な運用	行政総務課
	19 特定歴史公文書等利用制度の適正な運用 <b>★新規★</b>	文化生涯学習課
	20 パブリックコメント手続の実施	市民自治推進課
	市政情報の公表及び提供(第14条に掲載)	行政総務課
	行政手続制度の適正な運用(第21条に掲載)	文書法務課
	行政評価制度の適正な運用(第20条に掲載)	企画経営課
第14条 情報共有	21 市政情報の公表及び提供	行政総務課
	22 市政情報コーナーの充実	行政総務課
	23 広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載	秘書広報課
	24 附属機関等の会議の公開	行政総務課
	情報公開制度の適正な運用(第13条に掲載)	市民自治推進課
第15条 情報の管理等	25 行政文書及び特定歴史公文書等の適正な管理	文書法務課 文化生涯学習課
	26 個人情報保護制度の適正な運用	行政総務課
	27 情報セキュリティ対策の充実	情報推進課
	情報公開制度の適正な運用(第13条に掲載)	行政総務課
	第16条 市民参加	28 市民参加手続の適正な運用
29 市民参加の推進・啓発		市民自治推進課

第17条 政策法務等	31	条例等の体系的な整備 ■継続的取組へ■	文書法務課・行政総務課	第17条 政策法務等	30	政策法務の推進	文書法務課
	32	政策法務の推進	文書法務課		31	条例(案)、規則(案)等の審査	文書法務課
	33	条例(案)、規則(案)等の審査	文書法務課				
第18条 総合計画	34	基本構想・実施計画の策定及び進行管理	企画経営課	第18条 総合計画	32	総合計画の進行管理	企画経営課
					33	総合計画の在り方に関する議論 ★新規★	企画経営課
第19条 財政運営等	35	財政状況の分かりやすい公表	財政課	第19条 財政運営等	34	的確な財政見通しに基づく財政の運営及び公表	財政課
	36	財政推計の策定	財政課				
	37	予算の編成	財政課				
	38	発生主義会計を取り入れた財務4表の公表、財務4表の活用の検討 ■継続的取組へ■	財政課、 企画経営課				
第20条 行政評価		外部視点を取り入れた評価方法の検討 ■継続的取組へ■	企画経営課	第20条 行政評価	35	外部視点を取り入れた評価方法の検討	企画経営課
	39	「適切な目標設定」については、令和3年度を始期とする次期総合計画及び実施計画の策定過程において、目標設定が完了していることから取組を終了します。引き続き取組名「行政評価制度の適正な運用」で取組を継続します。			36	行政評価制度の適正な運用	企画経営課
	40	行政評価制度の適正な運用	企画経営課				
	41	評価の結果の公表	企画経営課				
	42	評価結果の予算への反映方法の改善 ◆終了◆ 令和3年度を始期とする総合計画及び実施計画の策定過程において、新たな評価の仕組みを導入したことから取組を終了します。	企画経営課				
第21条 行政手続	43	行政手続制度の適正な運用	文書法務課	第21条 行政手続	37	行政手続制度の適正な運用	文書法務課
	44	審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表 ■継続的取組へ■	文書法務課				
第22条 苦情等への対応	45	陳情・要望・苦情等への対応	市民相談課	第22条 苦情等への対応	38	陳情・要望・苦情等への対応	市民相談課
第23条 監査	46	随時監査の実施	監査事務局	第23条 監査	39	適切な監査の実施と分かりやすく速やかな結果の公表	監査事務局
	47	監査結果の分かりやすく速やかな公表	監査事務局				
	48	職員の監査能力の向上	監査事務局				
第24条 職員通報	49	職員通報制度の適正な運用	行政総務課	第24条 職員通報	40	職員通報制度の適正な運用	行政総務課
	50	通報事例集の作成 ◆終了◆ 平成30年3月に通報事例集を掲載した「茅ヶ崎市職員通報の手引」を作成しました。	行政総務課				
第25条 コミュニティ	51	地域コミュニティの推進	市民自治推進課	第25条 コミュニティ	41	地域コミュニティの推進	市民自治推進課
	52	コミュニティへの助成	市民自治推進課		42	コミュニティへの助成	市民自治推進課
	53	自治会活動の支援	市民自治推進課		43	自治会活動の支援	市民自治推進課
		市民活動等災害補償制度の運用(第27条に掲載)	市民自治推進課			市民活動等災害補償制度の運用(第27条に掲載)	市民自治推進課
	54	コミュニティに関する規定の見直しの検討 ◆終了◆ 第25条第1項は、コミュニティが活動を通じて地域に貢献しているのであれば、そのコミュニティは地域の自治の推進にとって重要な存在であり、地域の自治の担い手となることから、その活動も尊重されるべきであるという理念を規定している条項であると再認識しました。 また、このように整理することで、第25条第1項の解釈としては、十分条文の意に沿ったものであるため、条文を改正する必要はないものとの結論に達しました。 ※平成29年度取組終了	行政総務課 市民自治推進課				

第26条 協働	55	多様な主体との協働事業の推進	市民自治推進課 行政改革推進室
		市民活動等災害補償制度の運用（第27条に掲載）	市民自治推進課
	56	協働推進事業の審査及び評価 ◆終了◆ 既存の協働推進事業を廃止し、市民活動団体等と市とのマッチングを充実させる新制度に転換することを検討しています。このため、令和2年度以降は市民活動推進委員会による協働推進事業の審査及び評価は行わない予定。	市民自治推進課

第26条 協働	44	多様な主体との協働事業の推進	市民自治推進課、行政改革推進室
		市民活動等災害補償制度の運用（第27条に掲載）	市民自治推進課

第27条 市民活動の推進	57	市民活動団体の支援	市民自治推進課
	58	市民活動サポートセンターの運営	市民自治推進課
	59	市民活動推進補助事業の審査及び評価	市民自治推進課
	60	市民活動等災害補償制度の運用	市民自治推進課

第27条 市民活動の推進	45	市民活動団体の支援	市民自治推進課
	46	市民活動サポートセンターの運営	市民自治推進課
	47	市民活動推進補助事業の審査及び評価	市民自治推進課
	48	市民活動等災害補償制度の運用	市民自治推進課

第28条 住民投票	61	住民投票制度の調査・研究	行政総務課
	62	住民投票制度のあり方の検討 ◆終了◆ 前アクション・プランから引き続き検討してきた住民投票制度について、平成30年5月、この制度を取り巻く状況や本市におけるこれまでの検討を踏まえること、現段階において住民投票制度を「常設型」とすべきか「個別設置型」とすべきかの結論を出すことは困難であると考え、検討を中断しました。なお、現段階において住民投票が必要な事案が発生した場合には「個別設置型」で対応します。	行政総務課

第28条 住民投票	49	住民投票制度の調査・研究	行政総務課
--------------	----	--------------	-------

第29条 国等との連携協力	63	国・県の施策・制度予算に関する要望	広域事業政策課
	64	湘南広域都市行政協議会との連携	広域事業政策課
	65	県及び湘南地域との連携	広域事業政策課
	66	平塚市との連携	広域事業政策課
	67	寒川町との連携の推進	広域事業政策課
	68	国際交流に関する考え方の整理 ◆終了◆ 第29条第2項は、地域の課題解決のための有効な取組として国際社会との連携・協力について規定していますが、国際交流については、それ自体は地域の課題解決のための直接的な取組でなく、国際社会との連携を効果的に推進するための基礎となるものであると整理しました。※平成29年度取組終了	行政総務課、秘書広報課、男女共同参画課

第29条 国等との連携協力	50	国・県の施策・制度予算に関する要望	広域事業政策課
	51	湘南広域都市行政協議会との連携	広域事業政策課
	52	県及び湘南地域との連携	広域事業政策課
	53	平塚市との連携	広域事業政策課
	54	寒川町との連携の推進	広域事業政策課

第30条 条例の検証等	69	自治基本条例の推進	行政総務課
----------------	----	-----------	-------

第30条 条例の検証等	55	自治基本条例の推進	行政総務課
----------------	----	-----------	-------

新規規程	70	危機管理に関する施策 ◆終了◆ 茅ヶ崎市自治基本条例の目的は、「地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進する」ことと定められています（第1条）。これは、地方自治の本旨である団体自治の確立と住民自治の拡充を図り、茅ヶ崎市における自治を推進することです（逐条解説）。 「危機管理」については、平成28年10月策定の「茅ヶ崎市危機管理指針」において、「危機に対し総合的かつ効果的に対処し、市民の生命・身体及び財産の安全、行政に対する信頼を確保すること」をその目的と定めています。 また、茅ヶ崎市自治基本条例第18条に基づき策定される茅ヶ崎市総合計画においても、「安全で安心して暮らせる、強くなやかなまち」や「将来都市像の実現に向けた行政経営」に危機事態・危機管理への対応を掲げ、取組を進めることとしています。 危機は様々な分野において存在し得ることから、総合計画に位置づけつつ、統一的な考え方となる茅ヶ崎市危機管理指針に基づき運用します。 このように自治基本条例の目的との関係性や、政策上の位置づけが整理されたことから、自治基本条例に危機管理の規定は設けないこととしました。 ※平成30年度取組終了	防災対策課
------	----	---	-------